

平成二十二年

平成 22 年

# 第 1 回定例輪之内町議会会議録

第一回定例輪之内町議会会議録

平成 22 年 3 月 4 日 開会  
平成 22 年 3 月 17 日 閉会

岐阜県輪之内町議会

輪之内町議会

## 第 1 回定例輪之内町議会会議録目次

3月4日

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
開会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
議案上程	3
町長提案説明、所信表明	4
議第1号(提案説明・採決)	15
議第2号(提案説明・質疑・委員会付託)	17
議第3号(提案説明・質疑・委員会付託)	24
議第4号及び議第5号(提案説明・質疑・委員会付託)	27
議第6号及び議第7号(提案説明・質疑・委員会付託)	29
議第8号(提案説明・質疑・委員会付託)	31
議第9号から議第12号まで(提案説明・質疑・委員会付託)	43
議第13号及び議第14号(提案説明・質疑・委員会付託)	51
議第15号(提案説明・質疑・討論・採決)	55
議第16号(提案説明・質疑・討論・採決)	61
議第17号(提案説明・質疑・討論・採決)	63
議第18号(提案説明・質疑・討論・採決)	66
議第19号(提案説明・質疑・討論・採決)	67
発議第1号(趣旨説明・質疑・討論・採決)	70
散会	72

3月17日

議事日程	73
本日の会議に付した事件	73
出席議員	73

欠席議員	73
説明のため出席した者	74
職務のため出席した事務局職員	74
開議	75
諸般の報告	75
一般質問	75
2番 小川春男議員	75
3番 高橋愛子議員	78
1番 浅野常夫議員	80
9番 森島正司議員	82
事件の訂正の件について	90
議案上程	90
議第2号から議第14号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）	90
閉会	107
会議録署名議員	108

平成22年3月4日開会 第1回定例輪之内町議会

第1号会議録 第1日目

平成22年3月4日

○議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案上程
- 日程第5 町長提案説明、所信表明
- 日程第6 議第1号 輪之内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第7 議第2号 平成21年度輪之内町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第8 議第3号 平成21年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第9 議第4号 平成21年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議第5号 平成21年度輪之内町老人保健医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議第6号 平成21年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議第7号 平成21年度輪之内町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議第8号 平成22年度輪之内町一般会計予算
- 日程第14 議第9号 平成22年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第15 議第10号 平成22年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第16 議第11号 平成22年度輪之内町老人保健医療特別会計予算
- 日程第17 議第12号 平成22年度輪之内町児童デイサービス事業特別会計予算
- 日程第18 議第13号 平成22年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 日程第19 議第14号 平成22年度輪之内町水道事業会計予算
- 日程第20 議第15号 輪之内町まちづくり基本条例の制定について
- 日程第21 議第16号 輪之内町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議第17号 大垣地域広域市町村圏協議会の廃止に関する協議について
- 日程第23 議第18号 町の字区域の変更について
- 日程第24 議第19号 厨房機器更新工事請負変更契約の締結について
- 日程第25 発議第1号 「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取組を求める意見書について

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第25までの各事件

○出席議員（9名）

1番	浅野常夫	2番	小川春男
3番	高橋愛子	4番	浅野利通
5番	田中政治	6番	北島登
7番	森島光明	8番	近藤勝美
9番	森島正司		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木野隆之	教育長	吉川道教
参事	中島修	調整監	尾崎敏美
税務課長	小川美代子	福祉課長	加藤智治
住民課長	加納喜代孝	産業課長	岩津英雄
建設課長	加納孝和	教育課長	中島桂一郎

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局 次長	田中実	議会事務局 主査	伊藤早苗
-------------	-----	-------------	------

(午前9時05分 開会)

○議長（北島 登君）

ただいまの出席議員は9名で、全員出席でありますので、平成22年第1回定例輪之内町議会第1日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

○議長（北島 登君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、輪之内町議会会議規則第118条の規定により議長において、3番 高橋愛子君、8番 近藤勝美君を指名します。

---

○議長（北島 登君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から3月17日までの14日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

よって、この定例会の会期は本日から3月17日までの14日間と決定いたしました。

---

○議長（北島 登君）

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2の規定によって、監査委員から平成21年度11月分、12月分及び1月分に関する出納検査結果報告がありました。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第27条の規定によって輪之内町教育委員会から、平成20年度輪之内町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

---

○議長（北島 登君）

日程第4、議案上程。

議案は、お手元に配付のとおりです。

---

○議長（北島 登君）

日程第5、町長提案説明、所信表明。

本日の上程議案について、町長から提案説明並びに所信表明を求めます。

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

おはようございます。

春光天地に満つる季節となり、梅の花も膨らみ始め、日ごとに暖かくなってまいりましたきょうこのごろでございます。議員各位におかれましては、ますます御壮健にて町の行政推進に格別の御尽力と御配慮を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本日、ここに平成22年第1回輪之内町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、年度末の何かと御多用の中、御出席を賜り、開会できますことを厚く御礼申し上げます。

今議会の開会に当たりまして、平成22年度の所信と提案をいたしております議案の概要を御説明申し上げ、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

それでは、提出議案の説明に先立ちまして、平成22年度の町政運営について、私の所信の一端を述べさせていただきます。

我が国の政治・経済は、昨年8月の選挙結果に基づく政権交代に伴う権力構造の変化、世界規模での経済停滞に伴う影響など、多くの懸案・課題に直面をいたしております。さらに、足元の雇用情勢は悪化の傾向から脱しておらず、新卒者の就職内定率も危機的に低い状況であります。今後の状況についても、世界的な景気停滞の中、我が国においても社会情勢、経済情勢は深刻化の度合いを増すものと、そんなふうに考えております。

このような状況を踏まえ、国の平成22年度予算においては、子育て、雇用、環境、科学・技術に特に重点を置き、国民の負託にこたえて主要施策の実施に取り組むとともに、「新成長戦略～輝きのある日本へ～」の推進を通じて新たな需要と雇用を創造していくこととしております。

さらに、経済成長と財政規律を両立させ、経済成長や国民生活の安定、セーフティネットの強化という観点からも、財政の持続可能性に意を用いて施策の展開をしていくこととしております。私ども地方自治体の経営に携わるものとしても、その施策の着実な実行を大いに期待しております。

しかしながら、国政は財源不足が過去最大規模に拡大する状況にあり、国税収入よりも国債発行額が大きく上回るという未曾有の事態に直面し、将来の財政運営が強く懸念されているところであります。

一方、私どもの町を取り巻く環境も、国と同様に景気後退等の影響により自主財源である町税も相当の減収見込みであります。



そこで、「入りをはかりて出るを制す」の認識により、「輪之内町第4次総合計画による事業の着実な推進」「輪之内町行財政改革大綱の断行」「財政における中期的な事業計画を踏まえた予算編成」、これらの考え方をもとに平成22年度の予算編成を行い、予算の効率化と財政の健全化の両立を目指したところであります。

予算の執行については、常々申し上げておりますように、「前例にとらわれず節約を旨としつつ、必要な事業にはめり張りのついた予算を措置し、真に住民の皆様方の負託にこたえる」、そのような町政運営を心がけてまいりますので、各位の御理解、御協力を切にお願い申し上げます。

本日提出させていただきます議案は、人事案件1件、予算関係13件、条例関係2件、その他3件、合計19件でございます。

その予算規模は、一般会計35億6,000万円、特別会計15億1,840万円、企業会計2億1,080万円、総額52億8,920万円となりました。前年度当初予算に比べ総額で8,440万円、1.6%の増となっております。それぞれの内訳は、一般会計では1.4%の増、特別会計では2.8%の増、企業会計では3.6%の減となりました。

それでは、初めに議第8号 平成22年度輪之内町一般会計予算について、その概要を御説明申し上げます。

平成22年度輪之内町一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ35億6,000万円とするものでございます。

国においては昨年8月30日の衆議院議員総選挙の結果、自由民主党から民主党に政権交代が行われ、子ども手当の創設、所得税控除の見直しなど、公約に掲げたマニフェストの実現に向けて諸制度の変更・改革が段階的に行われております。

また、県においては厳しい財政状況のもと、平成21年3月に策定した「岐阜県行財政改革指針」に基づき、あらゆる角度から現在の事務事業及び財政構造が段階的に見直しがなされているところとなっております。

当町では、こうした国・県の政策による影響を受けての新年度予算編成となりましたが、持続可能な財政運営の実現を考え、その予算規模は歳入財源に見合った歳出総額とすることを基本とし、歳出については選択と集中により優先すべき施策を推進・実現する予算としたところでございます。

なお、新年度予算における重点施策は、私が就任して以来掲げております「防災対策を中心とした安全・安心なまちづくり」「地域福祉の一層の充実」「多様化する教育ニーズへの対応」「地域情報基盤の整備」を継続することとし、その主なものは、救急安心情報の導入、予防接種・検診の充実、ぎふ清流国民体育大会の準備、光ケーブル網の敷設等の社会基盤整備でございます。

それでは、平成22年度予算の主要事業について、総合計画の基本計画区分に従って御説明を申し上げます。

まず、基本計画のうち、「緑あふれるまちづくり」の主要事業といたしましては、県営ほ場整備事業1,426万円、農地・水・環境保全向上対策事業1,685万円、カワバタモロコの保全事業45万円、福東排水機場ポンプ点検整備事業3,469万円、輪之内町都市計画マスタープラン作成事業663万円でございます。

国・県においては、農用地の利用集積、大型機械による作業の効率化、認定農業者等の担い手育成等の推進に加えて食料自給率の維持・向上を図るため、優良農地の保全及び耕作放棄地の解消等の施策が推進されているところであります。

県営ほ場整備事業、農地・水・環境保全向上対策事業の推進は、その一環として、現在、国・県が一体となって推進している事業であります。なお、農地・水・環境保全向上対策事業は、地域住民が一体となり農村環境の保全を推進していこうとする5ヵ年継続事業で、平成22年度は4年目になります。この事業は、自分たちが暮らす地域をみずからの手で保全・整備し、将来世代に良好な農村環境を引き継いでいこうとするものであり、地域づくりの重要施策であります。

カワバタモロコの保全については、昨年12月に「輪之内町カワバタモロコ保護条例」及び同施行規則を制定・施行したところでございますが、カワバタモロコが生息できる環境の保全活動の一つとして保護員を配置し、カワバタモロコの保護とあわせて地域の環境も保全してまいります。また、これは輪之内町全域での自然保護意識の醸成に欠かせないものと考えております。

福東排水機場ポンプ点検整備事業は、ポンプの点検整備を継続して行い、老朽化による排水能力の低下を解消していくものでございます。

輪之内町都市計画マスタープラン作成事業は、町の健全な発展と秩序ある整備を図るため、土地利用のあり方、道路・公園等の施設整備、町の開発についてのビジョンを見直し、その実現を図ろうとするものであります。本計画を策定し、農業と商工業等、他産業との調和がとれた秩序ある町の発展を推進してまいります。

次に、「豊かな生活環境を守るまちづくり」の主要事業は、自主運行バス等の運行事業2,783万円、旧火葬場解体事業3,822万円、太陽光発電補助事業123万円、救急安心情報事業20万円でございます。

自主運行バス等運行事業は、民間路線バスが赤字撤退したことにより地域住民の皆様の交通手段を確保するため、その緊急対策として補助金による運行をしているものでございます。住民の皆様方の御要望を踏まえつつ、より効率的な事業実施をしてまいります。

旧火葬場の解体は、斎苑施設「やすらぎ苑」の共同運営の開始に伴い、施設の安全管理の観点からも解体をしていく方向で、平成21年度にダイオキシン類及びアスベスト等の調査を行いました。平成22年度では、13ヵ所の旧火葬場の解体に係る設計監理費及び工事費を計上し、地域の意向をお聞きしながら、順次、解体工事を進めてまいりますことと

しております。

太陽光発電補助事業は、住宅用太陽光発電システムを設置された方、または太陽光発電システム付きの住宅を購入された方に対し、設置費用の一部を助成するものであります。これにより、小さな町でもできる地球温暖化防止の取り組みの一つとして太陽光発電システムの設置を促し、各家庭が積極的に自然エネルギーを活用することで化石燃料への依存が減ることを願うものであります。

救急安心情報事業は、高齢者や障がい者の方が急病や災害時など救急で医療機関に搬送された際に迅速な治療が受けられるようにするため、「安心情報カード」及びこれを入れる保管容器（カプセル）を当該世帯等に配付していくものであります。

続いて、「福祉と健康のまちづくり」の主要事業は、児童手当・子ども手当扶助事業2億3,290万円、病児・病後児保育支援事業36万円、妊婦歯科検診実施事業18万円、予防接種実施事業2,538万円、健康増進計画・食育推進計画策定事業275万円であります。

児童手当・子ども手当扶助事業は、次世代の社会を担う子供たちを社会全体で応援する観点から、中学校修了までの児童・生徒を対象に1人当たり月額1万3,000円を支給するものです。

病児・病後児保育については、かねてから子育て支援のニーズとしてあったもので、羽島市及び海津市が実施する事業に参加し、そのニーズにこたえていくものです。この病児・病後児保育は、発熱等の急な病気となり、集団保育が困難で、保護者が家庭において看護することが困難な児童に対して、緊急対応等が行うことができるように整備された病院・保育所等で実施される保育事業でございます。

妊婦歯科検診についてであります。妊娠期間中はホルモンバランスの変化、つわり等により虫歯になりやすく、歯周病が悪化しやすくなるとの指摘がございます。妊娠中の歯肉炎などの歯周疾病感染は、早産及び低体重児出産の危険度が高くなることから、早期発見・早期治療、あわせて妊婦の健康及び胎児の良好な発育を願い、歯科検診費用を無料化するものであります。

予防接種事業は、住民の健康と伝染病の撲滅を願い実施するもので、これらの積極的な実施は医療費の抑制につながるものと考えております。昨年は新型インフルエンザワクチン、ヒブワクチンの接種費用の一部助成を開始したところですが、新年度は、新たに水痘、流行性耳下腺炎、肺炎球菌、子宮頸がんのワクチンの接種費用の一部を助成していくこととしております。

健康増進計画・食育推進計画策定事業は、住民が将来にわたり健やかで心豊かに生活できる社会の実現を目指すため、県立看護大学と連携して第2期健康増進計画及び食育推進計画を策定し、健康なまちづくりの実現を推進してまいります。

次に、「活力ある産業のまちづくり」の主要事業は、農地情報管理システム整備事業279万円、輪之内町特産けんがい菊再生事業143万円、はつしも販路拡大事業60万円、あ

じさいまつり助成事業100万円です。

農地情報管理システムの整備は、現在、農業委員会や農政担当がそれぞれ管理している膨大な農地・農業に関する情報を統合的に一括管理するため、データ整備を行い、農業振興施策の企画・立案、事務事業に活用していくものであります。

輪之内町特産品けんがい菊再生事業及びはつしも販路拡大事業は、生産量日本一を誇る町特産品のけんがい菊（6号鉢）と、当町の主要農産物でもあるハツシモについて、PR・出展販売等の必要な手段を講じて知名度の向上及び販路拡大を図り、全国販売を展開していこうとするものであります。特にハツシモについては、本事業をきっかけに、当町のハツシモを「輪農地産（わのうちさん）」ブランドとしての品質と地位を確立してまいりたいと考えております。

また、町人口1万人を目指す定住化促進対策の一つとして、新規転入世帯1人につき2リットルのペットボトルに入れたハツシモを配付してまいります。これは転入者に地産地消を奨励していくことのほか、転入者が他所でPRすることを期待し、販路拡大をねらうものであります。

あじさいまつり助成事業は、輪中堤防に植栽したアジサイをテーマにした住民主導型のイベントを支援するものであります。この「あじさいまつり」の経費の一部を助成することで、イベントの円滑な運営とその事業の定着化を願うとともに、地域の活性化及びコミュニティーの育成を図るものであります。なお、本年度は「第30回豊かな海づくり大会」のサテライト会場としても開催をされます。町としては、そのサテライト事業実施に当たり、西美濃北伊勢観光サミットの年間イベントの一つとしても位置づけ、養老鉄道・烏江駅からの体験ハイキングを実施することとしております。

次に、「生涯学習のまちづくり」の主要事業は、人権擁護啓発事業156万円、ぎふ清流国体準備事業74万円であります。

人権擁護啓発事業は、平成20年度に策定した「輪之内町人権施策推進指針」に基づき、人権擁護啓発に積極的に取り組むものであります。本年度は役場駐車場の一角に「人権啓発看板」を設置し、来庁者等に対して人権擁護意識の高揚を図り、人に優しいまちづくりを推進してまいります。

ぎふ清流国体の準備は、平成24年度に岐阜県で開催予定の第67回国民体育大会において輪之内町が軟式野球競技の開催地となることから、その諸準備のため「ぎふ清流国体輪之内町実行委員会」を設立し、大会を成功させようとするものです。この国体をきっかけに、スポーツを通じて町民一人ひとりがゆとりと豊かさを実感できる真の生涯スポーツ社会を実現し、元気で活力ある地域づくりを推進してまいります。

最後に、「参加と協働のまちづくり」につきましても、男女共同参画推進事業67万円、オストメイト対応トイレ等整備事業189万円、わのうちムービー保存・配信事業16万円、第5次総合計画策定事業802万円、地域公共イントラネット整備事業1億6,109万円であ

ります。

当町における男女共同参画は、平成15年3月に「輪之内男女共同参画プラン[わのうちきらめきプラン 扉を開けよう]」というタイトルで第1次プランを策定し、実行してきたところでございます。このたび、このプランの見直しの時期が到来するため、今の時代に即した男女共同参画社会の実現に向けて、町がとるべき施策の方向と内容を明らかにし、その参画を推進するため第2次プランを策定していくものであります。

オストメイト対応トイレ等整備事業は、来庁者の利便性向上のため、庁舎1階の身障者用トイレを改修し、オストメイト対応トイレ及び子供用トイレの機能を追加するものでございます。

わのうちムービー保存・配信事業は、これまで写真を主体として撮影、データを保存してまいりましたが、これをハイビジョンビデオカメラで町のイベント、地域における祭り、伝統神事等を歴史として撮影し、デジタル動画データで後世に残していこうとするものであります。また、光サービス提供開始以後は、町の催しや会議等についても撮影し、これらのデータを町ホームページ等に掲載、動画配信していくことで、開かれた町政を実現していきたいと考えているところであります。

第5次総合計画策定事業は、まちづくり基本条例に掲げるまちづくり基本理念及び基本施策により、今後の10年間の「基本構想」「基本計画」「実施計画」の構成でまちづくりのビジョンを策定するものでございます。なお、これについては、今後の検討課題の中で計画期間等についても検討いたしてまいりたいと思っております。本計画には、町が目指すまちづくりの方向性や実現するための施策などを定め、これに基づき、継続的・創造的なまちづくりを推進してまいります。

地域公共イントラネット整備事業は、かねてから住民ニーズが高い光ケーブルを利用した通信サービスができる環境を住民及び企業等に提供していくものであります。これにより、映像・通信・音声等の情報を高速に伝達することができ、情報を通じた交流促進、産業活動の活性化、防災等の行政サービスの高度化・効率化を図ってまいります。

続いて、歳入の主なものについて御説明を申し上げます。

町税収入は12億5,535万円で、7,967万円の減収を見込んでおります。減収見込みが著しいのは町民税の個人と法人で、今日の景気低迷による個人所得の低下及び企業の業績不振の影響によるものと考えております。

地方交付税は、国の予算規模で1.1兆円を増額する方針を打ち出していることもあり、7億8,000万円とし、1億円の増額を見込んでおります。

繰入金は、昨年度に引き続き財政調整基金及び特定目的基金を取り崩し、繰り入れを予算化しております。総額として1億7,330万円を取り崩すもので、歳入が不足する中ではありますが、景気浮揚を願い、公共工事等を積極的に推進するため取り崩すものでございます。

町債は、総額4億840万円を借り入れる予算を計上しております。内容は、臨時財政対策債3億2,740万円、地方道路等整備事業債8,100万円です。

なお、町債、これは後年度負担に当然かかってくるものでありますが、適債性を吟味することのほか、財政に係る各指標の推移を見極め、無理のない財政計画のもと、借り入れをまいります。

以上で、平成22年度の一般会計予算の概要説明を終わりますが、本年度の財政状況も昨年度と同様に、基金繰入金と町債に依存した歳入の構造となっております。他方で、福祉予算等の歳出圧力は日増しに高まっております。今後も住民生活への影響を考慮しながら、各種施策の優先順位を慎重に検討し、執行していく所存でございます。

続きまして、特別会計予算について御説明を申し上げます。

議第9号 平成22年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算について御説明を申し上げます。

国民健康保険制度は、国民皆保険の中核となる医療保険であり、社会保障及び健康増進に寄与しております。しかしながら、今般の景気の悪化による低所得者の増加や、疾病のリスクが高い65歳以上の前期高齢者の加入割合やその医療費が極めて高いことなど、構造的な問題を抱え、厳しい運営を余儀なくされております。

平成22年度予算総額は8億1,700万円で、前年度と比較し4,700万円、6.1%の増となりました。増額の主な要因は、一般被保険者に係る医療費の増嵩や、国保連合会に対して支払う保険財政共同安定化事業、高額医療費共同事業負担金の増等によるものでございます。

議第10号 平成22年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、平成20年4月から75歳以上の高齢者等を対象とした医療制度として設けられました。この制度については開始時からさまざまな御意見があり、保険料の軽減措置の拡大や保険料の納め方を変更できるようにするなど、改善策が種々講じられてきたところであります。制度開始から3年目となる平成22年度の歳入歳出予算の総額は7,200万円で、前年度と比較して1,300万円、22%の増となりました。増額の主な要因は、加入者の増等による保険料の増額によるものであります。

なお、この制度につきましては、現政権下で現行制度の廃止を含めた制度全体の見直しが議論されておりますことを申し添えておきます。

議第11号 平成22年度輪之内町老人保健医療特別会計予算につきましては、老人保健法の改正により老人保健医療制度が平成20年3月診療分までの請求事務など3年間の精算期間を経て廃止されます。制度の最終となる平成22年度の歳入歳出予算の総額は140万円で、これは医療費の月おくれ請求に備えるものであります。

議第12号 平成22年度輪之内町児童デイサービス事業特別会計予算につきましては、皆様方の御理解をいただき、昨年4月から障害者自立支援法に基づく児童デイサービ

スセンターを開始いたしたところでありますが、開設2年目となる22年度の歳入歳出予算の総額は1,600万円、前年度と比較して250万円、18.5%の増となっております。増額の主な要因は、事業収入の対象が3月から翌年2月までのため、2年目は初の年間予算となることによるものであります。

児童デイサービスの提供により、心身の発達について支援を必要とする児童に対し早い段階から専門的な支援を行えるよう、今後も子育て関連機関との連携を強化してまいります。

議第13号 平成22年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について御説明を申し上げます。

生活環境の改善に必要な下水道事業は、平成9年から長期計画をもとに実施いたしております。引き続き、下水道管渠整備を進め、将来に向け、水域環境の保全と快適な暮らしを支えるべく取り組んでまいります。また、加入促進もあわせて行ってまいります。

この予算総額は6億1,200万円で、前年度対比3.01%の減となりました。

次に、議第14号 平成22年度輪之内町水道事業会計予算について御説明申し上げます。

水は大切な資源で、今や国民生活や社会経済活動に欠くことのできないものであり、安全でおいしい水を安定的に供給できるよう整備推進に努めてまいります。平成22年度につきましても、前年度に引き続き、水道事業及び下水道事業に伴う石綿管の布設がえ工事など計画的に実施してまいります。

予算は、収益的収支及び資本的収支と合わせまして2億1,080万円で、前年度対比3.6%の減となりましたが、これからも安心して飲める低廉な水の安定供給に努めてまいります。

以上、所信の一端を申し上げるとともに、平成22年度一般会計及び特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、補正予算関係でございます。

議第2号 平成21年度輪之内町一般会計補正予算（第6号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億3,369万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億520万5,000円と定めるものであります。

歳出の補正につきましては、平成21年度の事業がほぼ完了に近づいてまいりましたので、各課それぞれ予算の執行状況等の精査を行い、不用となります額の計上が主なものでございます。この中で特に大きいものは、消防費の防災行政無線同報系施設工事費1億393万7,000円とこれに係る監理業務委託料100万円の減額であります。防災行政無線の整備につきましては、デジタル化に向けた予算措置をお認めいただいたところでありますが、東海総合通信局との間で電波の割り当て、出力等につき再度の調整を要することとなり、見直しを図った結果、減額補正をするものであります。

なお、既存の屋外拡声子局については、アナログ波使用期間内に、再度可能な限り速

やかに当局と再調整を行い、デジタル化を行ってまいります。また、戸別受信機につきましては、来年度実施していく予定の光ケーブル通信を利用し、対応していくことも考慮しております。当然のことながら、同報無線は防災施設として極めて重要でありますので、今後とも適切な対応をしてまいります。

これらのほか、予算の増額をお願いする主なものについて御説明を申し上げます。

総務費、総務管理費の財産管理費のうち、土地購入費の2,573万9,000円は、土地開発基金で先行取得した土地を買い戻すものであります。プラネットプラザ敷地として借用していた土地が主なものであります。

基金費の5,599万1,000円は、将来の財政需要等に備えて積み立てるものでございます。財政調整基金積立金は財源不足の解消など財政運営の安定化のため、減債基金積立金は地方債の償還財源を確保し、実質公債費比率等の地方債に係る諸率の上昇に備えるため、義務教育施設整備基金積立金は当該施設の整備のため、それぞれ計画的に積み立ててまいります。

ふるさと応援基金は、寄附を通じて住民参加型の地方自治を実現することを目的とした基金であります。このたび、イオンリテール株式会社様より、同基金条例第2条第1項第1号の自然環境の維持保全に関する事業を寄附の目的として受け入れましたので、これを積み立てるものであります。寄附者の意向を尊重し、後年度、環境保全事業に活用させていただきます。

民生費、社会福祉費の障がい者福祉費のうち、障害者自立支援医療費の67万円は、更生医療受給者が1名増加したことによる増額であります。

高齢者福祉費の高齢者福祉総務費のうち、要介護者家族介護慰労金の36万円は、対象者が2名増加したことによるもの、保険基盤安定負担金の27万9,000円は、後期高齢者医療保険料の軽減額が確定したことによるもの、安八郡広域連合負担金の173万6,000円は、介護報酬の改定に伴う影響額を増額するものであります。

児童福祉費の手当事務取扱費の150万4,000円は、子ども手当の支給に関する法律が来年度4月1日から施行されることにより、中学校修了までの子供1人につき月額1万3,000円の子ども手当が支給されることとなります。この新しい制度に対応するため、システム開発等の準備経費を計上するものであります。なお、これらの経費につきましては、全額国庫負担金で賄われます。

衛生費、清掃費の美化推進費のうち、ごみ袋流通手数料の180万円は、小売店等における販売手数料を精査し、不足分を増額するものであります。

農林水産業費、農業費の農地総務費のうち、ふるさと農村活性化対策事業委託料の7,000円は、同基金の利子増に伴い、これを増額するものであります。

教育費、教育総務費のプラネットプラザ管理費のうち、消耗品費の41万円は、アポロンスタジアムのスコアボードの反転式表示板部品をぎふ清流国体に備えて購入するもの



であります。

また、プラネットプラザ整備工事費及び同設計監理委託料は、国庫補助金の地域活性化・きめ細かな臨時交付金を活用し、文化会館の修繕工事を実施するものであります。

続いて、歳入の補正については、補助金・交付金等の算出の基礎となる歳出事業費の確定等により補正するものが主なものです。

増額補正をする主なものは、普通交付税 1 億193万2,000円のほか、国庫支出金、国庫負担金のうち、子ども手当準備事業費交付金の150万円は、この手当に係る準備経費分として交付を受けるものです。

国庫補助金のうち、地域活性化・きめ細かな臨時交付金の4,335万円は、国の平成21年度第2次補正予算に伴い、明日の安心と成長のための緊急経済対策として交付を受けるもので、先ほどの文化会館の修繕工事に活用してまいります。

繰越金の8,153万円は、留保分を全額計上するものであります。

また、減額する主なものは、町民税の法人（現年課税分）3,100万円、繰入金の財政調整基金繰入金 2 億2,313万6,000円、町債の防災行政無線整備事業債9,440万円であります。

なお、地方債の補正につきましては、第3表のとおり、いずれも減額をするものでございますが、事業費の確定及び見直し等によるものでございます。また、この地方債を発行する際は、規定に従い適切に行ってまいります。

前後いたしますが、第2表の繰越明許費の補正は、予算の定めるところにより翌年度に限り繰り越して予算執行することができるようにするものであります。本補正により翌年度に繰り越して使用しようとする経費は総額 1 億3,850万円、6 事業でございます。

議第3号 平成21年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について御説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ580万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 8 億416万2,000円と定めるものであります。

歳出につきましては、年度末を迎え決算見込み額を算出して不用額を減額するほか、一般被保険者に係る高額療養費の増額と国庫支出金、支払基金交付金の精算による返還金の計上を主な内容としております。

また、歳入につきましては、療養給付費等負担金の額を変更申請により1,591万2,000円、高額医療費共同事業交付金の額を交付決定に基づき1,001万4,000円増額するほか、その他の国・県及び国保連合会からの交付金について額の変更により増減額することを主な内容としております。

議第4号 平成21年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 7 万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ5,892万9,000円とするものでございます。

主な内容といたしましては、歳出では、後期高齢者医療広域連合に対する保険基盤安定負担金の増額、ぎふ・すこやか健診委託料の不用額を減額するものであります。

歳入では、保健事業費委託金及び一般会計からの事務費繰入金を減額、保険基盤安定繰入金、前年度繰越金及び前年度分の保健事業費負担金の精算による後期高齢者医療広域連合からの還付金をそれぞれ増額するものであります。

議第5号 平成21年度輪之内町老人保健医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ460万円を追加し、歳入歳出それぞれ710万円とするものであります。

主な内容としては、歳出では、前年度分の医療費に係る精算交付金等を一括して一般会計へ返還するための増額補正であります。

歳入では、医療費交付金の確定等による支払基金、国からの交付金及び過誤による医療機関からの返納金を増額、一般会計からの事務費繰入金を減額するものであります。

議第6号 平成21年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ915万4,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ6億2,184万6,000円とするものであります。

歳出においては、事業確定による減額及び将来の事業、償還のため、整備基金への積立金を増額するものであります。

歳入においては、基金繰入金、下水道事業債を減額し、受益者負担金、県支出金、繰越金などを増額するものであります。

議第7号 平成21年度輪之内町水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的支出につきましては、消費税144万5,000円の増額をし、資本的収入については、補償金130万6,000円を減額し、資本的支出は、配水管工事費2,202万円を減額するものであります。

以上で、平成21年度輪之内町一般会計補正予算及び特別会計補正予算の説明を終わります。

次に、人事案件について御説明を申し上げます。

議第1号 輪之内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、教育委員のうち1名がこの3月31日で任期満了となるため、田中俊弘氏を任命いたしたく、教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

次に、条例関係、その他について御説明申し上げます。

議第15号 輪之内町まちづくり基本条例の制定につきましては、昨年3月30日に輪之内町まちづくり基本条例検討会議を設置し、田中國昭氏を会長に、8名の公募の委員並びにアドバイザーに岐阜経済大学の樋下田邦子准教授を迎え、総勢9名で検討会議をスタートさせ、まちづくり基本条例（草案）の作成を委嘱いたしました。

その後、計10回にわたり検討会議を重ねられ、去る1月8日、検討会議として「輪之内町まちづくり基本条例（草案）」が完成した旨の報告をいただきました。

その後、提出された草案に対し検証作業を加え、本日、ここに輪之内町まちづくり基本条例の制定を御提案申し上げるものでございます。

このまちづくり基本条例は、普遍的かつ実効性のあるまちづくりを推進する上において根幹になるものと位置づけており、この条例の制定により、町民、議会及び町が一体となり、協働によるまちづくりを目指していく指針となるものでございます。また、この条例を基本規範と位置づけることにより、各種条例の整合性を確保し、その体系化も進めてまいりたいと考えております。

議第16号 輪之内町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、現在、留守家庭教室指導員に対して賃金で対応しており、その実態に即して条例を改正するものであります。

議第17号 大垣地域広域市町村圏協議会の廃止に関する協議につきましては、輪之内町は、昭和46年8月に大垣地域広域市町村圏協議会に参加し、参加市町とともに魅力ある圏域づくりに取り組んでまいりました。こうした中、総務省では、平成の大合併により圏内市町村数が減少したことにより、広域行政圏施策が当初の役割を終えたものとし、同施策を廃止いたしました。これを踏まえ、当協議会も廃止することといたしましたので、地方自治法第252条の6の規定により議会の議決を求めるものであります。

議第18号 町の字区域の変更につきましては、ほ場整備事業、輪之内本戸地区の施行に伴う字区域の変更を必要とするため承認を求めるものであります。

議第19号 厨房機器更新工事請負変更契約の締結につきましては、完成期限を変更したいので、地方自治法第96条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上で提案説明を終わりますが、よろしく御審議の上、適切なる御議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

---

## ○議長（北島 登君）

日程第6、議第1号 輪之内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

教育課長から議案説明を求めます。

中島桂一郎君。

## ○教育課長（中島桂一郎君）

それでは、議案書の1ページをお開き願いたいと思います。

議第1号 輪之内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。輪之内町教育委員会の委員中、1名が平成22年3月31日をもって任期満了となるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、左記の者を任命したい

ので、議会の同意を求める。平成22年3月4日提出、輪之内町長。

住所は岐阜県安八郡輪之内町大藪712番地、氏名は田中俊弘、生年月日は昭和19年6月23日生まれ、任期につきましては、平成22年4月1日から平成26年3月31日まででございます。

田中俊弘氏の履歴につきまして、経歴を申し述べます。

田中俊弘氏は、先ほどもありましたように岐阜県安八郡輪之内町大藪712番地で、生年月日は昭和19年6月23日生まれでございます。学歴につきましては、昭和38年3月に岐阜県立大垣北高等学校を卒業され、昭和42年3月に岐阜薬科大学の製造薬学科を卒業されております。また、昭和44年3月には岐阜薬科大学大学院薬学研究科修士課程を修了されております。昭和44年4月1日からは名城大学の薬学部の助手でございます。昭和49年4月1日から岐阜薬科大学の助手でございます。昭和61年4月1日から岐阜薬科大学の講師でございます。昭和62年4月1日から岐阜薬科大学の助教授でございます。平成11年4月1日から岐阜薬科大学の教授、また薬草園長でございます。平成20年3月31日、岐阜薬科大学を定年退職されております。

今現在、主な役職は九つつかれておりますが、主なものにつきましては、環境省の希少野生動植物保存推進員、また岐阜県環境審議委員会の委員、岐阜市の環境審議委員会の会長などを行われ、現在に至っております。

簡単ではございますが説明を終わりますので、よろしく願いいたします。以上です。

#### ○議長（北島 登君）

お諮りします。

ただいま議題となっております議第1号については人事に関するものでありますので、質疑、討論を省略の上、直ちに採決に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

#### ○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、議第1号 輪之内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、直ちに採決することに決定しました。

これから議第1号を採決します。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

#### ○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、議第1号 輪之内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

○議長（北島 登君）

日程第7、議第2号 平成21年度輪之内町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

調整監から議案説明を求めます。

尾崎敏美君。

○調整監（尾崎敏美君）

それでは、議案書の2ページをお開き願いたいと思います。

議第2号 平成21年度輪之内町一般会計補正予算（第6号）。平成21年度輪之内町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによるということで、歳入歳出予算の補正、第1条で既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億3,369万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億520万5,000円と定めるものでございます。

第2条の地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費補正」による。

それから第3条の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。平成22年3月4日提出、岐阜県安八郡輪之内町長。

それでは、8ページの繰越明許費の説明をいたします。

総務費、財産維持管理事業245万円でございますが、これはプリウスを購入する低燃費低公害車購入事業でございます。

民生費の児童福祉費、子ども手当準備事業費については、子ども手当支給システム等の開発で150万円。

それから消防費では防災対策事業、Jアラートの改修費用でございまして472万8,000円。

教育費、プラネットプラザ管理事業ということで、町長の説明の中にもございましたが5,685万1,000円。

教育費、小学校費で学校施設設備管理事業ということで463万1,000円

教育費の保健体育費、給食供給事業、学校給食の厨房機器の整備等でございますが、これが6,834万円でございます。

合計で1億3,850万円を繰越明許をするということでございます。

9ページに移ります。地方債の補正ということでございますが、事業費の確定及び見直し等によりまして、臨時財政対策債20万円、それから防災行政無線整備事業債9,440万円、地方道路等整備事業債39万円、それぞれの減額でございます。起債の方法、利率、償還の方法等については、記載のとおりでございますので省略をさせていただきます。

細部につきましては、事項別明細書により説明をさせていただきます。

歳出から説明させていただきますが、今回の補正は21年度の事業も終わりに近づいてきましたので、その予算の執行状況の精査を行い、不用額を計上しております。これらの大きいもの及び予算の増額になるものについて説明を申し上げます。26ページをお開きください。

款2の総務費、目7の財産管理費のうち、節17の公有財産購入費、土地購入費につきましては、2,573万9,000円でございますが、これは土地開発基金で購入した土地を基金管理会計より買い戻すものとして計上し、また新たに土地を取得する南波の集会場も含めております。

目8の基金費5,599万1,000円増につきましては、余剰金等が生じたことによりまして、それぞれ政策的に積み上げるものでございます。

次に34ページに移りますが、款3の民生費、目2の障がい者福祉費、1の扶助費、障害者自立支援医療費の67万円については、更生医療受給者が3名から4名に増加したことによる増額でございます。

その下段の目4の福祉医療費、扶助費のうち、乳幼児・小中学生医療費扶助費は、事業費の確定による減額でございます。

35ページに移ります。項2の高齢者福祉費、目1の高齢者福祉総務費のうち、扶助費、家族介護用品給付費は、高齢者の給付額の増により増額するものです。また、要介護者家族介護慰労金の36万円は、対象者が2名増加したことによるものでございます。節28の繰出金でございますが、保険基盤安定繰出金27万9,000円は、高齢者医療保険料の軽減対象者の増によるものでございます。

36ページに移ります。目2の老人保護費、老人福祉施設入所者措置費は、単価改正による増額でございます。

目4の介護保険費、節19の負担金、補助及び交付金につきましては、安八郡広域連合負担金173万6,000円については、介護報酬の改定に伴う影響額を増額するものでございます。

37ページに移ります。項3の児童福祉費、目2の手当事務取扱費150万4,000円増は、来年度4月1日から月額1万3,000円の子ども手当が支給されますが、この制度に対応するためのシステム開発等の準備経費を計上するものでございます。

39ページに移ります。款4の衛生費、目1の保健衛生総務費のうち、節13の委託料でございますが、妊婦一般健康診査は、妊婦健診の減による減額でございます。

41ページに移ります。款4の衛生費、目2の美化推進費のうち、節12. 役務費につきましては、ごみ袋の流通手数料180万円は、小売店等における販売手数料を精査し、不足分を増額するものでございます。

42ページに移ります。款5の農林水産業費、目4の耕種農業費の補助金、飛騨美濃じまん農産物育成支援事業補助金は、事業完了による減額です。

43ページに移ります。款5の農林水産業費、目8の農地総務費のうち、節13の委託料のふるさと農村活性化対策事業委託料の7,000円につきましては、同基金の利息額の確定による増額です。

49ページに移ります。款8の消防費、目2の消防施設費、節19の負担金、補助及び交付金、補助金のうち住宅用火災警報器購入費補助金については、申請が当初見込みより少なかったことによる減額でございます。

目3の防災費、節15の工事請負費、防災行政無線同報系施設工事費1億393万7,000円減と委託料の工事監理業務に係る100万円については、電波の割り当て、出力等の相違がありまして、22年度実施できる予定の光ケーブルで対応していくことが最善であるということで減額補正をするものでございます。

51ページに移ります。款9の教育費、目3のプラネットプラザ管理費のうち、節11の需用費、消耗品費の41万円は、アポロンスタジアムのスコアボードの反転式の表示板の部品をぎふ清流国体に向けて購入するための増額です。52ページに移ります。節15の工事請負費については文化会館の外壁、東面、西面、北面の改修、節13の委託料で同設計監理を実施するもので、いずれも地域活性化・きめ細かな臨時交付金を活用するものでございます。

以上で歳出の説明を終わりますが、続いて歳入の方に移ります。これも歳出事業の確定等によりまして補正をするものが主なものでございます。

3ページをお開きください。

款1の町税、目1の個人、目2の法人については、収入状況等を勘案し、今後も見込みまして、それぞれ増額と減額とするものでございます。

それから、下段の目1の固定資産税についても、同じく収入状況等と今後の見込みを勘案して減額するものでございます。

5ページに移ります。款8の地方特例交付金、目1の地方特例交付金881万円は、額の確定によりまして増額するものでございます。

その下段の目1の特別交付金は、同じく額が確定してまいりましたので増額をするものでございます。

6ページに移ります。款9の地方交付税、目1の地方交付税の普通交付税は、国の施策によりまして基準財政需要額に緊急雇用創出事業臨時特例対策推進費が新設されまして、この額で3,268万6,000円の増加と、基準財政収入額6,915万5,000円の減少などがありまして、総額1億193万2,000円の増額を見ております。

その次に7ページに移ります。款11の分担金及び負担金、目1.農林水産業費分担金366万円の減額は、県営ほ場整備事業負担金の額の確定により減額するものでございます。

9ページに移ります。款13の国庫支出金、目1の民生費国庫負担金、節3の児童手当

費負担金432万2,000円の減額につきましては、国庫負担金の変更申請等による事業費の確定によるものでございます。節5の子ども手当費負担金150万円は、この手当に係る準備経費として交付を受けるものでございます。

10ページに移ります。目3の教育費国庫補助金、節4の教育総務費補助金4,131万3,000円は、地域活性化・きめ細かな臨時交付金で国の平成21年度第2次補正により交付を受けるものでございまして、文化会館の改修工事に活用します。

12ページに移ります。款14の県支出金、目2の民生費県負担金、節4の児童手当費負担金141万2,000円の減額は、国の負担金と同様でございます。

16ページに移ります。款15の財産収入、目1の不動産売払収入、節1の土地売払代金709万3,000円につきましては、南波工業団地内の水路敷を土地開発公社に売却したものでございます。

17ページに移ります。款16の寄附金、目1の一般寄附金273万2,000円につきましては、南波集会場敷地の取得に伴い、南波区からの寄附を受けるものでございます。

目4の総務費寄附金7万8,000円は、イオンリテール株式会社様より自然環境の保全を目的とした寄附です。

18ページに移ります。款17の繰入金、目1の財政調整基金繰入金、目2のその他特定目的基金繰入金は、歳入歳出全体の状況等を勘案しまして取り崩しを取りやめるものとし、事業費を精査しまして計上させていただいております。

19ページに移ります。款18の繰越金、目1の繰越金、節1の繰越金8,153万円は、最終の留保分を全額計上しております。

22ページに移ります。款19の諸収入、目5の雑入、節3の経営戦略雑入1,535万1,000円のうち1,533万5,000円は、南波工業団地の造成に要した事務費を土地開発公社より支払いを受けるものでございます。

23ページに移ります。款20の町債、目1の総務債、目2の土木債、目3の消防債、おのおの20万円、39万円、9,440万円の減額でございまして、事業費の確定及び見直し等によるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北島 登君）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（北島 登君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）



土地の購入費、これはプラネットプラザの土地だということですが、これはいつ購入されたのか、その辺のもうちょっと詳細な説明をお願いしたいと思います。残りのくらい残っておるかというようなことも含めてお願いしたいと思います。

それと南波の土地購入ということがあったんですけれども、それは南波区の方から寄附を受けているというようなことでしたけれども、その辺のいきさつをもう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

それから、今回、繰越明許というのが非常にたくさんあるわけですが、今回の補正で繰越明許を見込んだ事業を行われたものとそれ以外のものもあるのかどうか。もともと当初予算、あるいは以前の補正予算で組まれておったものが事業が工期が延びて繰越明許になるというようなものもあるかと思っておりますけれども、この繰越明許の理由を説明していただきたいと思っております。

○議長（北島 登君）

参事 中島修君。

○参事（中島 修君）

それでは、財産購入の関係で説明をさせていただきます。

土地開発基金で対応させていただきましたのは、21年度で買い取りの話し合いの中で町へ売却してもいいというお話がございまして、プラネットプラザ関係で2名ございました。購入いたしました土地の面積は2,495平米でございます。それと塩喰の消防車庫、現在借りておりますが、その隣の土地110平米でございますが、1名の地権者の方がございまして、これを基金で対応いたしましたので、今回、補正で購入費を上げさせていただいたということでございます。いずれも、21年度中で土地開発基金から先行取得してまいりまして今回の補正となったわけでございます。

それで、残りはどれくらいあるかということでございますが、プラネットプラザでは、まだ2万4,347平米ございます。

次に南波の土地でございますが、実は南波区から町にかつてのJAにしみの跡地を購入していただきたいという要望がございました。要望の中には、それに見合う寄附をさせていただいて、管理等も含めて南波区でしていくのは将来問題があるということで、ぜひとも町で購入していただきたいということでございました。それで、この土地の利用につきましては、南波区の集会場、あるいは自主的な避難場所として活用していきたいということでございましたので、これを受けまして町は購入に踏み切ったということでございます。以上です。

（発言する者あり）

○参事（中島 修君）

単価につきましては、10アール当たり900万円の単価でございます。

なお、塩喰につきましては違います。500万円の単価で購入いたしております。

○議長（北島 登君）

調整監 尾崎敏美君。

○調整監（尾崎敏美君）

それでは、繰越明許費の中で総務費の財産維持管理事業については、これは地域経済対策事業ということで既に予算化はされております。

それから子ども手当は、今回の補正に計上しております。

それから防災対策事業でございますが、これは12月の補正で対応しておりまして、今のシステム機器等の改修でございます。

それから教育費のプラネットプラザ管理事業は、先ほども申し上げましたが、文化会館の外壁等の改修でございまして、これにつきましては地域活性化・きめ細かな臨時交付金で対応していくということで、今後実施していくということでございます。

それから教育費の小学校費、学校施設設備管理事業につきましては、仁木小学校の下水道接続工事に対する経費でございますので、これもあわせて今後実施していきたいということでございます。

もう一つ、教育費につきまして給食供給事業でございますが、これは学校給食の厨房機器の関係でございますが、後からまた議案として出てまいります。これも工事の期間が間に合わないということで次年度に繰り越したいということでございます。よろしくお願い申し上げます。

（挙手する者あり）

○議長（北島 登君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

今、繰越明許の方でプリウスの購入はもう既に補正予算がされておいて、それが年度内にできずに翌年度に繰り越すということなんですね。子ども手当については、今回、新たに計上される補正によって行われると。防災対策事業についても、これは12月に補正が組まれたものが年度内にできなかったと。プラネットプラザについては、これは今回新たに出てきたわけですね。今の仁木小の下水道設備も、これも今回新たにとということですね。それから給食事業については、これも緊急経済対策か何かで行われた、補正を組んだわけですね。

要するに、緊急経済対策として行われたものが、本来、年度内に行うべきものではなかったのどうか。緊急経済対策ということで補正を組んでやってきたものが実施できなかった、その理由は何か。それが今の緊急経済対策という趣旨に沿っているかどうかということについてお伺いしたいと思います。

それから財産購入、土地開発基金を使われているわけですが、これはいつ行われたのか。こういったことを前にも言ったことがあるわけですが、できる限り、

どっちみち議会にかけなきゃいけないわけですから、議会にかけて、本当に緊急性のあるものは基金を使ってもやむを得ないかもしれませんが、そうでないものは議会に報告されて予算化してやるべきではなかったのかというようなことを思うわけですが、その辺のところ、なぜ基金で対応しなければならなかったのかといったところをお伺いしたいと思います。

○議長（北島 登君）

参事 中島修君。

○参事（中島 修君）

購入の時期については、また委員会の方で御報告させていただくといたしまして、なぜ基金かというお話でございますが、やはり土地を購入していくには相手方がございまして、契約の中でいつまでに支払うとか、いろいろ要件がございまして、うちとしてもお分けいただくわけですから、相手の希望にも沿った形で金額をお支払いしていかなければならない。そうしますと、基金で活用させていただいてというふうに思っております。そして、今回、このような公有財産でまた議案として上げさせていただいたということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（北島 登君）

尾崎敏美君。

○調整監（尾崎敏美君）

この経済危機対策の関係につきましては、プリウス等につきましては、契約の段階で納車時期等が、受注が多いために、どうしても年度内には間に合わないというようなこともございまして、危機対策の方としては繰越明許もやむを得ないというようなことございまして、この給食供給事業につきましてもそういうたぐいでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（北島 登君）

ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（北島 登君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第2号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、議第2号 平成21年度輪之内町一般会計補正予算（第6号）については、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

暫時休憩いたします。

(午前10時30分 休憩)

(午前10時41分 再開)

○議長（北島 登君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（北島 登君）

日程第8、議第3号 平成21年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

住民課長から議案説明を求めます。

加納喜代孝君。

○住民課長（加納喜代孝君）

それでは、議案書10ページをお開きいただきたいと思います。

議第3号 平成21年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）。平成21年度輪之内町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条で既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ580万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億416万2,000円と定める。平成22年3月4日提出、輪之内町長。

事項別明細書で御説明を申し上げます。歳出から御説明しますので、事項別明細書10ページをお開きいただきたいと思います。

款1の総務費の目1の一般管理費につきましては、職員の給与等の精査によりましておのおの減額いたします。役務費の手数料につきましては、支払いの見込みがないということで減額をし、委託料につきましては、不足が見込まれますので増額をしたいということでございます。

続きまして、11ページをお開きいただきたいと思います。目1の賦課徴収費につきましては、実績に基づきまして減額をするものでございます。

続きまして、款2の保険給付費、目1の一般被保険者療養給付費から4の退職被保険者等療養費につきましては、国・県、支払基金等々からの歳入の額が決まってまいりましたので、財源の補正並びに実績に基づきまして、おのおのの予算につきまして増減をするものでございます。

続きまして、13ページでございます。目1の一般被保険者高額療養費から退職被保険者高額介護合算療養費につきましても、過去の実績を勘案しましておのおの増減をするものでございます。

続きまして、14ページの目1の出産育児一時金につきましては、見込み額を13件とい

うことで、今回減額をするものでございます。

続きまして、15ページでございます。目1の葬祭費につきましても、見込み額を18件といたしまして15万円増額をするものでございます。

続きまして、16ページの後期高齢者支援金の目1の後期高齢者支援金につきましても、財源の補正を行うものでございます。

続きまして、17ページでございます。共同事業拠出金の目1.高額医療費共同事業拠出金につきましても、拠出金の変更通知によりまして減額をするものでございます。

続きまして、18ページの款8の保健事業費の目1の特定健康診査等事業費につきましても、報償費から委託料まで実績に基づきまして精査した結果、減額をするものでございます。

続きまして、19ページ、款10の諸支出金、目3の償還金につきましても、過去の交付額が実績報告によりまして返還が生じてきましたので、今回、償還金として615万1,000円を増額するものでございます。

続きまして、目1の財政調整基金費6,000円につきましても、基金の利息が確定いたしましたので積み立てをするものでございます。

続きまして、歳入の御説明を申し上げます。

3ページの款3の国庫支出金で目1の療養給付費等負担金につきましても、1月末の変更申請によりまして額が確定をいたしましたので、今回増額するものでございます。

目3の高額医療費共同事業負担金につきましても、歳出の高額医療費共同事業拠出金が減額に伴いまして拠出金の額の4分の1を減額するものでございます。

次に目4の特定健康診査等負担金につきましても、過年度分の追加交付がございましたので、今回増額するものでございます。

続きまして、4ページでございます。療養給付費等交付金につきましても、歳出の退職被保険者等療養給付費・療養費の減額に伴いまして交付金の減額をするものでございます。

続きまして、5ページでございます。款6の県支出金、目1の高額医療費共同事業負担金、それから目2の特定健康診査等負担金につきましても、国庫と同じことでもございまして、歳出の減によりましておのおの減額、また特定健康診査等負担金につきましても、過年度分の追加交付でございます。

続きまして、6ページでございます。共同事業交付金の目1の高額医療費共同事業交付金につきましても、国保連合会からの確定数値に基づきまして、今回補正をするものでございます。この交付金につきましても、80万円以上超える医療費に対しまして超えた分の一定額を交付されるものでございます。

続きまして、目2の保険財政共同安定化事業交付金につきましても国保連合会からの確定数値でもございまして、医療費が30万円から80万円の間の医療費につきまして一定額

が交付されるものでございまして、今回、確定数値によりまして減額をするものでございます。

続きまして、款8の財産収入、目1の利子及び配当金につきましては、基金の利息でございまして。

続きまして、8ページでございまして。款9の繰入金、目1の一般会計繰入金の職員給与費等繰入金につきましては、歳出の一般管理費の減に伴いまして減額するもの、それから助産費等繰入金につきましても、出産育児一時金の減額に伴いまして減額をするものです。それから財政安定化支援事業繰入金につきましては、国から決定通知がございましたのでその分を減額するものでございます。

続きまして、款9の繰入金、目1の国民健康保険基金繰入金につきましては、12月の増額補正の折、その資金のため繰り入れをお願いいたしましたが、今回、3月の補正予算によりまして精査をいたしました結果、基金繰入金につきまして1,928万8,000円減額をするものでございます。

続きまして、款10の繰越金、目1の療養給付費交付金繰越金、目2のその他繰越金につきましては、療養給付費交付金につきまして返還金が生じておりますので、その財源に充てるために、その他繰越金から療養給付費交付金繰越金に充てまして20年度からの繰り越し調整をさせていただくということで、今回補正をするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしく御審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（北島 登君）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第3号は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、議第3号 平成21年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

---

○議長（北島 登君）

日程第9、議第4号 平成21年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）及び日程第10、議第5号 平成21年度輪之内町老人保健医療特別会計補正予算（第1号）を一括議題といたします。

福祉課長から議案説明を求めます。

加藤智治君。

#### ○福祉課長（加藤智治君）

議案書13ページをごらんください。

議第4号 平成21年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。平成21年度輪之内町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,892万9,000円と定める。平成22年3月4日提出、輪之内町長。

それでは、事項別明細書で説明させていただきます。3ページをごらんください。

保健事業費委託金は、ぎふ・すこやか健診に対する県広域連合からの委託金で、受診者数の確定により減額するものであります。

4ページをごらんください。一般会計繰入金の事務費繰入金ですが、平成20年度決算により繰入額が確定しましたので減額補正するものであります。保険基盤安定繰入金は、2割軽減とか5割軽減など保険料の軽減分を県と町から負担しているもので、保険料軽減範囲の拡大により増額するものであります。

5ページをごらんください。繰越金ですが、平成20年度の出納整理期間中に収納しました保険料がありますので、これを補正するものであります。

6ページをごらんください。雑入では、平成20年度ぎふ・すこやか健診の委託料が確定したことによる還付金を雑入で受けるものであります。

次に歳出に入らせていただきます。7ページをごらんください。

後期高齢者医療広域連合納付金は、歳入の一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金で受けたものを県広域連合へ支払うものであります。

8ページをごらんください。保健事業費の委託料ですが、行政情報センターへの委託業務費用を見込みにより減額するものであります。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、老人保健医療特別会計補正予算の説明をさせていただきます。

議案書16ページをごらんください。

議第5号 平成21年度輪之内町老人保健医療特別会計補正予算（第1号）。平成21年度輪之内町の老人保健医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ460

万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ710万円と定める。平成22年3月4日提出、輪之内町長。

事項別明細書で説明させていただきます。3ページをごらんください。

医療費交付金の現年度分ですが、月おくれの医療費の支払いに対し支払基金から交付金を受けるものでありまして、医療費1人分の増であります。

4ページをごらんください。医療費交付金の過年度分ですが、こちらは平成20年度の実績により国庫補助金の追加交付を受けるものであります。

5ページをごらんください。一般会計繰入金は、老保特別会計の運営のため一般会計から繰り出される金額であります。

6ページをごらんください。返納金は、過誤請求などにより医療機関から返納された金額であります。

続きまして、歳出に入りたいと思います。7ページをごらんください。

医療給付費につきましては、支払い実績及び見込みによる財源内訳の補正であります。

8ページをごらんください。還付金につきましては、歳入で平成20年度の精算金として追加交付を受けました医療費交付金の過年度分の一部を一般会計に還付金として繰り入れるものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

**○議長（北島 登君）**

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

**○議長（北島 登君）**

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第4号及び議第5号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（北島 登君）**

異議なしと認めます。

したがって、議第4号 平成21年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）及び議第5号 平成21年度輪之内町老人保健医療特別会計補正予算（第1号）は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

---

**○議長（北島 登君）**



日程第11、議第6号 平成21年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）及び日程第12、議第7号 平成21年度輪之内町水道事業会計補正予算（第1号）を一括議題といたします。

建設課長から議案説明を求めます。

加納孝和君。

#### ○建設課長（加納孝和君）

それでは、議案書の19ページをお願いいたします。

議第6号 平成21年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）でございますが、第1条の既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ915万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,184万6,000円と定めるものでございます。

第2条の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によるものでございます。

22ページをお開きください。地方債の補正につきましては、事業費の確定によりまして公共下水道整備事業債500万円の減額でございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございますので省略させていただきます。

それでは、事項別明細書の方で説明させていただきます。

今回の補正につきましては、補助金等の決定並びに事業内容の変更及び精査による不用額を見込みまして補正を行いましたので、よろしくをお願いいたします。

歳出の10ページの方から説明させていただきます。

款1の公共下水道費、目1の特定環境保全公共下水道建設費でございますが、報酬から給料、職員手当等が掲げてございます。報酬につきましては、下水道推進協議会委員報酬、1回分減額しております。それから、給料、職員手当等、共済費につきましては、精査による減額でございます。8の報償費につきましては、前納報奨金、当初63件を見込んでおりましたが、最終的には95件ということで見込んでおります。103万1,000円の追加でございます。それから11の需用費につきましては、精査による減額でございます。13の委託料290万円減につきましては、設計業務委託料は請負差金による減額でございます。そして22の補償、補填及び賠償金につきましては、該当するものがございませんでしたので減額させていただきます。

それから、目2の浄化センター管理費で594万円の減額でございます。11の需用費につきましては234万円減額ですが、消耗品費以下、精査を見込みまして減額しております。13の委託料につきましては、浄化センターの維持管理業務委託料270万円減額、それから水質検査委託料30万円の減額を見込んでおります。14の使用料及び賃借料につきましては、コピー機借上料、自家用発電機借上料で精査により15万円の減額でございます。18の備品購入費につきましては、精査により30万円の減額でございます。

目3の特定環境保全公共下水道事業整備基金費で322万3,000円の追加でございますが、

基金への積立金でございます。

それから12ページ目ですが、款2の公債費、項1.公債費、目2の利子につきましては221万5,000円ですが、利子確定による減額でございます。

歳入につきましては、3ページをお開きください。

款1の分担金及び負担金でございますが、目1の下水道事業受益者負担金1,000万8,000円の追加でございます。

それから4ページをごらんください。款4の県支出金、目1の特定環境保全公共下水道費県補助金につきましては、特定基盤整備推進交付金493万7,000円の追加でございます。

それから款5.財産収入、目1の利子及び配当金につきましては、基金利子で32万円の追加でございます。

6ページをごらんください。款6の繰入金でございますが、目1.その他特定目的基金繰入金3,000万円の減額、歳入の確定等により繰入金で調整を行い、減額しております。

款7の繰越金は1,603万4,000円の追加でございます。

それから8ページ目でございますが、款8の諸収入、目1の雑入545万3,000円の減額で、消費税の還付金でございます。

款9の町債、目1の特定環境保全公共下水道事業債につきましては、事業費の確定によりまして500万円の減額でございます。

以上で議第6号の説明を終わります。

引き続きまして、議案書の23ページをお願いしたいと思います。

議第7号 平成21年度輪之内町水道事業会計補正予算（第1号）でございますが、第1条、平成21年度輪之内町の水道事業会計の補正予算（第1号）は次に定めるところによるということで、第2条の収益的支出の補正の支出でございますが、第1款の水道事業費、第2項の営業外費用は、消費税を増額するものでございます。

それから、第3条の資本的収入及び支出の補正の収入で第1款の資本的収入の第2項の補償金につきましては、ほ場整備事業の県からの補償金を減額するものであります。

そして支出の第1款の資本的支出の第1項建設改良費は、拡張事業量の変更により減額のものでございまして、工事請負費を改めるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（北島 登君）

これより一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（北島 登君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

下水道の受益者負担金がふえているということは、接続可能な戸数が当初予算よりもふえた、要するに事業進捗が進んでその対象区域が広がったというふうに解釈してもいいのだろうか。

これは何戸、当初と比べてその対象区域というのが、戸数で言っているのか、あるいは地域で言っているのかわかりませんが、当初予算と比べてその事業の進捗状況、どのくらい進んでいるのか。その辺との関連でちょっと説明いただけたらと思います。

○議長（北島 登君）

建設課長。

○建設課長（加納孝和君）

受益者負担金につきましては、今回件数が多いというのは、既に工事が終わったところで住宅地などができたとか、新しくかわっていらっしゃった方が主な要因です。その方が結構件数がありましたので、今回額がふえております。当初見込んでいた地区より、ほかの地区から入ってきたのが原因です。以上です。

○議長（北島 登君）

ほかに質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（北島 登君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議第6号及び議第7号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、議第6号 平成21年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）及び議第7号 平成21年度輪之内町水道事業会計補正予算（第1号）は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定をしました。

---

○議長（北島 登君）

日程第13、議第8号 平成22年度輪之内町一般会計予算を議題といたします。

参事から議案説明を求めます。

参事 中島修君。

○参事（中島 修君）

それでは、別冊の平成22年度輪之内町予算書を準備していただきたいと思います。

1 ページをお願いいたします。

議第 8 号 平成22年度輪之内町一般会計予算、この予算については概要を説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

第 1 条で歳入歳出それぞれ35億6,000万円と定める。

債務負担行為でございますが、8 ページに「第 2 表 債務負担行為」を掲載してございますので、後ほど説明をさせていただきます。

第 3 条で地方債でございますが、9 ページに「第 3 表 地方債」によるということで、また後ほど説明をさせていただきます。

第 4 条で一時借入金でございますが、最高の限度額は 2 億円と定めるものでございます。

それから第 5 条で歳出予算の流用ということで、流用ができるものは各項に計上いたしました給料、職員手当及び共済費、いわゆる人件費に係るものに過不足額が生じた場合は、同一款内でこれらの流用を行うことができる旨を定めるものでございます。平成 22 年 3 月 4 日提出、岐阜県安八郡輪之内町長。

それでは、8 ページをお願いいたします。債務負担行為についてでございますが、地方自治法第 214 条の規定により定めるもので、4 事業でございます。農業企業化資金利子補給、土地改良事業に係る元利補給、斎苑施設整備、地域公共イントラネット整備でございます。詳しくは 123 ページ以降にこれらに係る調書を掲載いたしておりますので、ごらんいただきたいと思います。

9 ページ、第 3 表、地方債についてでございますが、これも地方自治法第 230 条の規定により起債をしたいので定めさせていただくものでございます。

起債の目的でございますが、臨時財政対策債、それから地方道路等整備事業債でございます。限度額は、臨時財政対策債の方が 3 億 2,740 万円でございます。地方道路等整備事業債 8,100 万円、合わせまして 4 億 840 万円でございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

それでは、歳入歳出の予算につきましては事項別明細書により説明をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。15 ページをお開きいただきたいと思います。

歳入から説明を申し上げます。

款 1. 町税、項 1. 町民税で目 1. 個人でございますが、前年度に比較しまして 3,355 万 8,000 円の減につきましては、前年の実績見込みにより、また町財政計画等を踏まえ計上させていただきました。

それから目 2 の法人でございますが、3,082 万 2,000 円の減額となっております。これにつきましては、上位 20 社に聞き取り調査、それから前年の実績見込み、それと地財計画をもとに計上させていただきました。

項 2 の固定資産税でございますが、前年に比べまして 1,394 万 1,000 円の減となりまし

た。土地建物等については伸びておりますが、償却資産については課税の対象となる価格が減となっております。それら等のことにより減額となっております。

続きまして、17ページをお願いしたいと思います。款2の地方譲与税、項1の地方揮発油譲与税でございますが、300万円の増となっております。平成21年度から新設されたものでございまして、地方財政計画の収入見込み額を参考に計上させていただきました。

なお、款2から款10までにつきましては、地方財政計画等を考慮しながら、または前年の実績等を考慮しながら予算計上させていただきました。

22ページをお願いします。款6の地方消費税交付金でございますが、これにつきましては600万円の減となっております。実交付額等を検討し、計上させていただきました。やはり景気低迷の影響を受けていると思われま。

次に、23ページの款7の自動車取得税交付金、項1.自動車取得税交付金でございますが、これにつきましては前年同額を計上させていただきました。実交付額、あるいは普通交付税の算定数値を検討し、計上させていただきました。

24ページでございますが、地方特例交付金、項1の地方特例交付金でございますが、500万円の増となっております。内容といたしましては、従来は児童手当交付金と減収補てん特例交付金等々の交付金でございましたが、今回、子ども手当が創設されました。これに対応する部分が新たに交付されるということで500万円の増となっております。

25ページ、款9.地方交付税、項1.地方交付税でございますが、1億円の増となっております。町長の提案理由にもございましたが、国の予算規模で1.1兆円の加算方針を踏まえて計上させていただきました。

続きまして、27ページでございます。款11.分担金及び負担金、項1の分担金でございますが、目1の農林水産業費分担金で1,261万6,000円の減となっております。これにつきましては南部地区が終了いたしましたということと、それから道下東部地区、本戸地区等の事業量の減に伴うものでございます。

目2の土木費分担金でございますが、784万3,000円の増となっております。これにつきましては、昭和農道舗装、それから松ノ木水路工事の分担金でございます。

それから項2の負担金でございますが、目1の民生費負担金でございます。節1の高齢者福祉費負担金の2の包括的支援事業利用者負担金183万円でございますが、これにつきましては理容サービス、配食サービス、寝具洗濯サービスの3サービスの利用者の負担金でございます。それから、3の老人福祉施設入所者負担金で87万1,000円、西濃清風園に入所しておられる方の負担金でございます。

目2の教育費負担金で節1の教育総務費負担金341万3,000円でございますが、児童生徒海外交流負担金ということで、今年度、カナダ、中国へ派遣いたします。各12名の派遣でございます。負担割合は2分の1ということで計上させていただきました。それか

ら、節2の留守家庭児童教室負担金540万円でございますが、対象児童は50名といたしまして、月額9,000円で計上させていただきました。

1枚おめくりいただきまして、28ページ、款12. 使用料及び手数料、項1の使用料で目4の土木使用料でございますが、8,000円の減につきましては、道路占用料等でございます。中電、NTT等の関係でございます。

29ページ、項2の手数料につきましては、実績に基づき計上させていただいております。目1の総務手数料でございますが、節3の戸籍住民基本台帳手数料336万3,000円でございますが、それぞれ月当たりの平均件数を出しまして算出させていただいております。

30ページをお願いいたします。款13. 国庫支出金、項1. 国庫負担金、目1の民生費国庫負担金で1億4,066万円の増となっております。節1の社会福祉費負担金4,635万円でございますが、障害者自立支援給付費負担金ということで、障がい者福祉サービス費、補装具費、更生医療費に係る国庫負担金でございます。負担率は2分の1となっております。節4. 子ども手当費負担金で1億7,067万9,000円でございます。負担割合等につきましては、国から示されております数値で積算をされたものを計上させていただいております。ちなみに、説明の1の被用者子ども手当交付金でございますが、対象者は270名の方がお見えになります。被用者というのはサラリーマンの家庭でございます。2の非被用者子ども手当交付金でございますが、これは自営業者の方でございますが、対象者67名お見えになります。それから小学校修了前子ども手当の関係は、対象者863人でございます。それから、飛びまして5の中学生の方でございますが、対象者345名お見えになります。次に節5の児童福祉施設費負担金でございますが、広域入所の方の負担金で6名分を計上させていただいております。

31ページでございますが、国庫補助金、目1の民生費国庫補助金、節2の児童福祉費補助金374万2,000円でございますが、福東保育園の子育て支援センターを小規模型からセンター型に移行するための補助金でございます。補助率は2分の1となっております。

続きまして、32ページをお願いいたします。項3の委託金、目4の土木費委託金でございますが、本年度は482万5,000円で、比較しまして108万円の減となっております。これにつきましては福東排水機場の管理委託費でございます。内訳といたしましては、ポンプ操作、それからポンプの整備費、これらの委託費でございます。

款14の県支出金、項1. 県負担金で目2の民生費県負担金でございます。節1の社会福祉費負担金2,317万5,000円でございますが、国庫負担金の中でも御説明申し上げましたが、県の負担割合は4分の1でございます。それから、節5の子ども手当負担金2,314万9,000円を計上させていただきました。

34ページをお願いいたします。項2の県補助金でございますが、補助金につきましては、県のアクションプラン等によりまして補助金が減となっております。目1の総務費

県補助金、節1の総務管理費補助金の2の市町村自主運行バス運行費補助金で214万7,000円ということで、前年に比べまして42.9%ほどの減となっております。これにつきましては、名阪近鉄バスの輪之内北部羽島線、南部線等の関係でございます。次に、節2の福祉医療費補助金で1の重度心身障害者（児）医療費負担金助成費でございますが、1,920万円を計上させていただきました。対象者は349人お見えになります。

続きまして、目3の衛生費県補助金でございますが、429万円の増となっております。2の妊婦健康診査公費負担拡充交付金で379万円ということで、対象者は120名お見えになります。

それから目4の農林水産業費県補助金でございますが、519万2,000円の減額となっております。農業費補助金で2の飛騨美濃じまん農産物育成支援事業補助金でございますが、871万7,000円を計上させていただいております。要望額は、3,662万円ほど要望いたしております。

続きまして、35ページでございますが、項3の委託金、目1の総務費委託金で節3の選挙費委託金でございますが、参議院議員通常選挙費委託金で450万円、岐阜県議会議員選挙費委託金で80万円、合わせまして530万円を計上させていただきました。これにつきましては、選挙の執行経費は法律で定められておりますので、その算出金額で交付されます。なお、これにつきましては、上限金額でございますので実態に合わせて計上させていただきました。

37ページをお願いします。目2の利子及び配当金で169万7,000円ふえております。平成22年度からの預け入れのものにつきましては、予算計上の中では大口の定期は0.07%、それ以外は0.04%の利率で計算をしております。なお、当該年度に満期となるものについては、その利子分を計上させていただいております。

それから40ページでございます。款17の繰入金、項1の基金繰入金でございますが、目2のその他特定目的基金繰入金で4,900万円を繰り入れいたします。土地基盤整備基金でございますが、県単の農道、水路、ほ場整備等の工事費負担金に充当させていただきます。

次に、43ページをお願いいたします。款19の諸収入、項3の貸付金元利収入、目1の貸付金元利収入、選奨生奨学金返還金で364万4,000円を計上させていただきました。対象となる方は22名でございます。

44ページをお願いいたします。項5の雑入でございます。節6の福祉雑入、安八郡広域連合派遣職員負担金で1,484万6,000円でございますが、2名分を上げさせていただいております。それから、45ページの節7の建設雑入でございますが、2の土地改良施設維持管理適正化事業交付金で2,430万円上げさせていただきました。平成19年から今年度までの福東輪中排水機場のポンプ点検整備に係る交付金でございます。

次に歳出を説明させていただきます。47ページをお願いいたします。

款1の議会費、項1の議会費でございますが、前年度に比べまして167万8,000円減となっております。内容といたしましては、議員報酬、あるいは事務局の職員2名分の人件費が主なものでございます。

1枚めくっていただきまして、48ページをお願いいたします。款2.総務費、項1.総務管理費、目1.一般管理費でございますが、653万1,000円増となっております。特別職と一般職員9名、それから臨時職員の人件費が主なものでございます。それと職員手当等で児童手当、これにつきましては子ども手当等も含まれておりますので増となっております。それから、共済費の5の職員共済組合事務費負担金につきましても、事務費負担金の単価の改定がございましたのでふえております。

49ページでございますが、目2の人事管理費で128万円減となっております。節3の職員手当等で5,081万4,000円ということで、退職手当の組合負担金ということで、町長を含め職員89名分を計上いたしております。

1枚めくっていただきまして、目3の広報費で21万1,000円の減額となっております。節18の備品購入費で広報用備品を購入させていただきます。ビデオカメラ等に係る附属品等を購入させていただきます。

それから、51ページの日5の財政管理費でございますが、3万9,000円の増額となっております。節13の委託料につきましては、地方公会計制度に基づく財務書類の作成をコンサルタントに委託する費用でございます。

次に、目7の財産管理費で62万円ふえておりますが、主なものは、13節委託料の11の庁舎改修設計委託料で300万円計上させていただきました。25年、庁舎を建設いたしました経過しておりますので改修をしていきたいということでございます。具体的な案はまだ決まっておりますが、設計業者等が決まり次第、案を設計の中で詰めていきたいと考えております。52ページをお願いします。節14の使用料及び賃借料の2の借上料でございますが、土地借上料で1,851万4,000円を計上させていただきました。これにつきましては、先ほど森島議員から質問がございましたが、プラネットプラザ等で減っております。現在、お支払いをさせていただいておりますのは、テニスコート、それからプラネットプラザ総合施設の駐車場、それから大藪の防災センター、これらの借上料をここで計上いたしております。15の工事請負費でございますが、町長の提案説明にもございましたオストメイト対応のトイレの整備に係る費用をここで計上いたしております。

目9の企画費でございますが、1億6,600万5,000円の増となっております。節1の報酬でございますが、2の総合計画審議会委員報酬ということで、第5次の輪之内町総合計画を策定していくための委員の報酬を計上させていただきました。53ページでございますが、節13の委託料で2の総合計画策定業務委託料で742万1,000円を計上させていただきました。それから節19の負担金、補助及び交付金でございますが、2の補助金、光ケーブル整備費補助金で1億6,099万円を計上させていただきました。民設事業者に対



しまして幹線整備費用に対し補助をしていくものでございます。3の交付金でございますが、企業立地促進奨励金交付事業交付金で400万円計上させていただきました。1社を予定いたしております。

目10の生活安全対策費でございますが、152万円の増となっております。1枚めくっていただきまして、2の補助金、市町村自主運行バス運行費補助金で2,620万4,000円を計上させていただきました。

目11の電子計算費で360万1,000円の減となっております。これにつきましては、庁舎内のパソコンを再リースいたしまして減となっております。

続きまして、56ページをお願いします。項2の徴税費で目1の税務総務費144万2,000円減でございますが、これらにつきましては人件費及び委託料、償還金が主なものでございます。節13の委託料で2の土地鑑定評価委託料469万1,000円でございますが、評価がえ及び地点修正に係る委託料でございます。

目2の賦課徴収費でございますが、423万3,000円の減額となっております。賦課徴収に係る費用等でございますが、電算処理の委託料等での減額が主な要因となっております。なお、14の使用料及び賃借料で3のネットオークション利用料で1万円を計上させていただきました。

58ページをお願いいたします。項3の戸籍住民基本台帳費、目1の関係で410万円増となっておりますが、人件費と戸籍システムの更新に係る経費が増の要因となっております。

項4の選挙費、目3の参議院議員通常選挙費で648万3,000円を計上させていただきました。前回の実績をもとに計上させていただきました。

1枚めくっていただきまして、60ページ、同じく目4の岐阜県議会議員選挙費130万3,000円につきましても、前回の金額を参考に計上させていただきました。

次に項5の統計調査費でございますが、目3の臨時指定統計費で135万3,000円増につきましては、本年10月に実施されます国勢調査等に係る費用が増額となっております。

63ページをお願いします。民生費の社会福祉費、目1の社会福祉総務費で119万4,000円増につきましては、節15の工事請負費でございます。人権広告板設置工事費を計上いたしております。これが主な要因でございます。

1枚めくっていただきまして、目2の障がい者福祉費で2,133万5,000円の増となっておりますが、扶助費の増が主なものでございます。節20の扶助費で1億189万1,000円ということで、障害者自立支援給付費8,760万円でございますが、対象者の方が74名お見えになります。それから障害者自立支援医療費270万円でございますが、これらにつきましては腎機能、免疫機能等の障がいの方を対象といたしております。3名お見えになります。それから12の補装具費240万円、これが新規で上げさせていただきました。

目4の福祉医療費で20万4,000円の減となっております。1枚めくっていただきたい

と思います。節20の扶助費でございますが、1の重度心身障害者医療費扶助費で4,800万円、対象者は349名お見えになります。それから2の乳幼児・小中学生医療費扶助費でございますが、県単分の対象者が、この数字は昨年10月末現在の数字でございますが、687名お見えになりました。それから町単分は899名でございます。

目5の国民健康保険費で360万4,000円増となっております。繰出金でございます。

次に項2の高齢者福祉費、目1の高齢者福祉総務費でございますが、人件費で減になっておりまして、また需用費で増となっております。69ページをお願いします。節20の扶助費で4の要介護者家族介護慰労金258万円でございますが、対象の方は8名でございます。

目3のふれあいセンター管理費につきましては、1枚めくっていただきまして、工事請負費につきましては、旧老人福祉センターの空調機の外の撤去工事を上げさせていただいております。

71ページの項3の児童福祉費、目1の児童福祉総務費1,183万5,000円の減でございますが、これらにつきましては人件費が主なもので、委託料で次世代支援行動計画の策定費用等が減となっております。

それから、目3の児童手当・子ども手当費で1億3,241万円増となっております。これは子ども手当創設に係る費用でございます。

72ページをお願いします。目4の児童福祉施設費で18万2,000円の減となっております。節11の需用費4,223万6,000円でございますが、7の賄い材料費で2,790万円ということで、園児数420名で計算をして計上させていただいております。73ページの節19の負担金、補助及び交付金でございますが、負担金の5.病児・病後児保育事業負担金で36万円を計上させていただきました。これにつきましては、新規で海津市、羽島市の施設と協定を結びながら利用していきたいと考えております。

74ページでございますが、項4の災害救助費、目1の災害救助費でございます。今回、感染症対策に係る物品を購入させていただきます。

款4の衛生費、項1の保健衛生費、目1.保健衛生総務費で522万7,000円の増となっております。内容につきましては、人件費と業務委託に係る費用でございますが、増の要因は委託料でございます。節13の委託料で1,918万6,000円を計上させていただきました。妊婦一般健康診査委託料で1,379万5,000円、対象者を120名といたしまして、6種類の健診を14回実施していくということで計上させていただきました。1枚めくっていただきまして、健康増進計画等の策定業務委託料、あるいは妊婦歯科検診委託料等々の新規事業等を計上いたしておりますし、15では公共施設建物定期調査報告書作成業務委託料で上げさせていただいております。これは建築基準法に基づく報告書作成業務の委託でございます。77ページの節19.負担金、補助及び交付金の2の補助金で説明欄の2.妊婦健診費助成金56万9,000円でございますが、これにつきましては県外で受診される方の

ための助成金でございます。

次に目2の予防費でございますが、1,075万5,000円の増となっておりますが、提案理由にもございましたように、水痘、流行性耳下腺炎、肺炎球菌、子宮頸がんに対する予防接種の補助を新しく実施していくということで、これらの経費が増となっております。1枚めくっていただきますと、節19の負担金、補助及び交付金の説明欄の4、5、6、7でございます。なお、子宮頸がんにつきましては、3回補助をしております。

それから、目3の環境衛生費で1億277万7,000円の減となっております。減となりました要因は、やすらぎ苑の負担金と人件費等でございます。なお、新規事業につきましては、19の負担金、補助及び交付金、2の補助金で太陽サンサン補助金で122万5,000円を補助させていただくということで計上しました。1キロワット当たり3万5,000円を補助していくということでございます。

次に81ページ、目3の廃棄物処理施設費でございますが、節13の委託料で4の埋立残容量調査委託料36万8,000円でございますが、新規事業でございますが、現在の最終処分場の埋め立ての残容量の調査を行うものでございます。

1枚めくっていただきまして、82ページ、款5の農林水産業費、項1.農業費、目1の農業委員会費でございますが、節13の委託料、農地情報管理システム委託料で261万3,000円を計上させていただきました。これにつきましては地図情報等も付加しております。

目3の農業振興費で176万1,000円増額となっております。これにつきましては、輪之内町のけんがい菊の再生、あるいはハツシモの販路拡大事業が新規事業で上げさせていただいておりますし、ふれあいフェスタは、また今年度も実施しております。

1枚めくっていただきまして、84ページでございますが、目4の耕種農業費で554万3,000円の減となっておりますが、飛騨美濃じまん農産物育成支援事業補助金が減となっております。

次に、目8の農地総務費で2,940万円の減となっておりますが、これの要因は、土地改良事業に係る負担金の減でございます。なお、節8の報償費でございますが、カワバタモロコの保護員の謝礼を上げさせていただいております。

87ページをお願いいたします。款6.商工費、項1.商工費、目2の商工振興費でございますが、輪之内プレミアム商品券発行事業補助金で300万円計上させていただきました。今年度も実施していくということで補助をさせていただきます。

88ページをお願いいたします。款7の土木費、項1.土木管理費、目1の土木総務費で330万2,000円の減となっております。節13の委託料でございますが、岐阜県・市町村共同入札参加資格審査委託料、それから河川環境調査委託料、これらは新規でございます。河川環境調査委託料でございますが、町内の主要河川の水質等を調査していくものでございます。89ページの節19.負担金、補助及び交付金、24の岐阜県・市町村共同入札参

加資格審査負担金で新規で5万3,000円を上げさせていただいております。

次に、90ページをお願いいたします。項2の道路橋りょう費、目2の道路維持費で1,878万4,000円増となっております。委託料、工事請負費が主な増となった要因でございます。

それから目3の道路新設改良費で6,739万6,000円増、委託料、工事請負費、公有財産購入費で増となっております。

それから目5の用悪水路費で1,331万2,000円増につきましても、工事請負費で増となっております。

93ページをお願いいたします。項4の都市計画費、目2の公共下水道費でございますが、繰出金で1億5,000万円繰り出しをいたします。

94ページをお願いします。款8の消防費、項1の消防費、目1の非常備消防費で58万8,000円増となっております。主な要因は、大垣消防組合の負担金が前年度に比べまして40万円ほど増となったことと、それから操法大会、連合演習が今年は輪之内町が当番でございますので、その費用を計上させていただきました。

それから目2の消防施設費でございますが、備品購入費で167万2,000円を計上させていただきました。これにつきましては、第1分団第1班の可搬ポンプを購入していききたいということで、購入してから13年を経過しておりますので更新していくというものでございます。96ページをお願いいたします。節19.負担金、補助及び交付金、2の住宅用火災警報器購入費補助金で432万円を計上させていただきました。

目3の防災費で1億543万円の減となっておりますが、これにつきましては防災無線に係る工事費等の要因でございます。なお、防災関係につきましては、地震災害に対するために今年度も木造住宅の耐震診断、あるいは耐震化促進事業を実施してまいります。

次に98ページをお願いいたします。款9の教育費、項1の教育総務費、目2の事務局費で114万9,000円の減となっております。人件費及び学校保険、情報教育、外国青年招致事業、あるいは国際交流等に係る経費を計上させていただいておりますが、今年度はカナダ、中国へ派遣を行います。対象となるのは、生徒と付添者につきまして、カナダは18名、それから中国へは16名を派遣予定でございます。それから節14の使用料及び賃借料でございますが、2の借上料でパソコンの借上料568万3,000円でございますが、一部新規リースを見送っております、再リースとして計上しております。

1枚めくっていただきまして、101ページをお願いします。目3のプラネットプラザ管理費でございますが、委託料の17番公共施設建物定期調査報告書作成業務委託料で111万3,000円を計上させていただきました。それから使用料及び賃借料でございますが、図書館の蔵書検索システム使用料、それからシステム借上料、それぞれ計上させていただきました。これにつきましては、図書館の汎用サーバー機器等の借り上げに係る費用でございます。それから、15の工事請負費でプラネットプラザ整備工事費につきまして

は、清流国体に向けましてアポロスタジアムの改修工事費を計上させていただいております。

103ページをお願いします。項2の小学校費、目1の小学校管理費で6,915万3,000円の減となっておりますが、これにつきましては福東小学校の障がい児対策工事費に係るものでございます。104ページ、委託料で15番のエレベーター保守点検委託料44万5,000円、これがエレベーターを設置したために発生したものでございます。

次に、106ページをお願いいたします。項3の中学校費、目1の中学校管理費で節7の賃金でございますが、補助教員賃金1名分を計上させていただいております。

目2の教育振興費で節20の扶助費でございますが、1枚めくっていただきまして、要保護・準要保護生徒扶助費、それから特別支援教育就学奨励費ということで、それぞれ計上させていただきました。対象者でございますが、要保護につきましては8名、特別支援につきましては6名分ということで計上させていただいております。

109ページの奨学金でございますが、貸付金で480万円ということで、10名分を見込みまして計上させていただきました。

次に、112ページをお願いします。項6の保健体育費、目1の保健体育総務費で節8の報償費、1の講師謝礼でございますが、清流国体関係のソフト事業ということで、それぞれの講師謝礼、4事業分を計上させていただいております。旅費につきましては、普通旅費でふえておりますが、これは千葉県で開催されます国体の視察費用を計上いたしております。

それから、113ページ目の3の学校給食費でございますが、248万7,000円の減となっておりますが、これらにつきましては学校給食の運営に係る費用でございますが、工事請負費、それから修繕料が減となっているのが主な要因でございます。

116ページをお願いします。款10の公債費、目1の元金でございますが、1,514万2,000円の減となっております。この長期債の元金でございますが、現在高は約23億7,500万円でございます。

それから目2の利子でございますが、長期債利子で既発分が3,286万1,000円、それから平成21年発行分が521万円で計上いたしております。なお、一時借入金は24万7,000円の利子を計上させていただいております。

以上で、平成22年度の一般会計予算の説明を終わります。よろしく御審議の方、お願いいたします。

○議長（北島 登君）

暫時休憩します。

（午前11時57分 休憩）

（午後0時59分 再開）

○議長（北島 登君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

○議長（北島 登君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

今年度補正予算で自主運行バスのアンケート調査が行われまして、それを今後の計画に生かしていくというようなことでしたけれども、当初予算を見ると前年度と同じ予算が計上されているわけですが、これをどのように町民の要望に沿って改善していくと思われるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（北島 登君）

住民課長 加納喜代孝君。

○住民課長（加納喜代孝君）

自主運行バスの補助金につきましては、事業月が10月から始まりまして9月に終わることから、今回お願いをしております予算の中で海津線につきましては、この9月締めで経費が確定いたしますので、その経費を計上しております。

また、輪之内線、それから自主運行バスの羽島線、南部線につきましては、従来どおりの予算計上でございますけれども、現在、路線の見直し、また運行をどうするか、どういう手法であるかという検討をしております。その検討次第では予算の組み替えということにもなろうかと思いますが、今現在、確定をいたしておりませんので、従来の路線の運行経路の補助金を計上しております。

しかしながら、見直しは必須でございますので、原案が決まり次第、議員の皆様方にお示しをし、御意見等も承って進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

(挙手する者あり)

○議長（北島 登君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

自主運行バス、あるいは路線バスについて今後検討していくと、けど、予算は10月から9月だということで当初予算どおりだということで、途中で変更の可能性もあるというふうなことだと思いますが、もう始めてから2年以上たっておるわけで、問題点などはそれぞれに把握しておられるのではないかと。それをまだ方向が定まっていないというのは、ちょっとどうかなというふうなことを思っているわけですが、この考え方としては、そういう自主運行バスの小型のバスで、コミュニティバス、自主運行バス

もコミュニティバスと言われますのであれですけれども、そういうものも含めて、町独自の隅々まで運行できるようなことも含めた路線を考えておられるのか。そして、それを10月までには完成させるというふうな考え方なのか、それもまだ未定なのかどうか、その考え方をちょっと、方向性をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（北島 登君）

住民課長 加納喜代孝君。

○住民課長（加納喜代孝君）

先ほども申しましたとおり、現在、見直しをしております。運行をどうするかということ、車両を小型化するというのも一つの方法でございます。また、運行をどういうふうに持っていくかということ等々、総合的に判断をしていきたいと思っております。

当然、現在、私どもの方で検討しておる事項につきましては、早急に結論を出しまして10月から路線の再構築を図っていきたいというふうに考えております。御批判の南部線等々もございますので、全体を再構築していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（北島 登君）

そのほか質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（北島 登君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第8号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、議第8号 平成22年度輪之内町一般会計予算については、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

---

○議長（北島 登君）

日程第14、議第9号 平成22年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算、日程第15、議第10号 平成22年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算、日程第16、議第11号 平成22年度輪之内町老人保健医療特別会計予算及び日程第17、議第12号 平成22年度輪之内町児童デイサービス事業特別会計予算を一括議題といたします。

参事から議案説明を求めます。

中島修君。

○参事（中島 修君）

それでは、予算書131ページをお開きください。

議第9号から議第12号まで一括で説明をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

まず議第9号 平成22年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算について、その概要を説明させていただきます。

第1条で予算総額は8億1,700万円と定めます。

一時借入金でございますが、最高額は6,000万円と定めます。

流用につきましては、保険給付費の各項に計上しました予算額に不足を生じた場合は、同一款内で流用をさせていただきます。平成22年3月4日提出、岐阜県安八郡輪之内町長。

それでは、事項別明細書により説明をさせていただきますので、139ページをお願いいたします。

それでは、歳入から御説明を申し上げます。

款1. 国民健康保険税、項1. 国民健康保険税、目1. 一般被保険者国民健康保険税、対象課税人員につきましては、節1の医療給付費分現年課税分につきましては、2,400人で計算をいたしております。それから介護納付金分の現年度分につきましては、800人で計算をいたしております。これらによりまして計算をさせていただきますと、313万3,000円の増となっております。

目2の退職被保険者等国民健康保険税でございますが、退職者につきましても、原則一般と同率、同額で課税をさせていただいております。節1の医療給付費分の課税対象者は170人でございます。節3の介護納付金は160名で計算をいたしております。

続きまして、141ページをお願いいたします。款3の国庫支出金、項1の国庫負担金で目1の療養給付費等負担金で738万円増となっております。節1の現年度分で1億6,074万1,000円ということで、保険給付費分に想定負担率を掛けまして計上いたしております。

それから目3の高額医療費共同事業負担金につきましても、事業拠出金に法定負担率を乗じて計上いたしております。

特定健康診査等負担金でございますが、対象者を1,600人で受診者を800人として計上させていただきました。

次に、項2. 国庫補助金で目1の財政調整交付金でございます。節1の普通財政調整交付金、徴収すべき保険税額が保険税で賄うべき医療費を下回るときに交付されるものでございまして、国の予算の範囲内であり、さらに保険税の収納率等も勘案されます。3,258万2,000円を計上させていただきました。

目3の出産育児一時金補助金でございますが、40万円計上させていただきました。これにつきましては、平成21年10月から平成23年3月までの一時金の加算額でございます。



1枚めくっていただきまして、142ページでございます。款4の療養給付費等交付金につきましては、退職者医療に対し岐阜県診療報酬支払基金より交付されるものでございます。2,902万6,000円を計上させていただきました。

次に、款5の前期高齢者交付金で2,703万7,000円の増となっております。退職者医療制度の廃止に伴い、一般保険者の医療費の激増に充てるものでございます。これらにつきましては、病床転換助成事業納付金額計算書により計上させていただきました。

続きまして、144ページの款6の県支出金、項1の県負担金、目1.高額医療費共同事業負担金でございますが、負担率4分の1で524万9,000円を計上させていただきました。

それから目2の特定健康診査等負担金でございますが、国と同額を計上させていただきました。

次に、項2の県補助金で目1の財政調整交付金3,220万円でございますが、国の制度に準じまして計上させていただきました。

それから款7の共同事業交付金、項1の共同事業交付金、目1の高額医療費共同事業交付金で2,099万9,000円計上させていただきました。これにつきましては実績により計上させていただきました。1件当たり80万円を超える高額医療が発生した場合、超過分の59%が連合会から交付されるものでございます。

款9の繰入金、項1.他会計繰入金でございますが、一般会計からの繰入金で前年に比べまして360万4,000円増となっております。これらにつきましては、低所得者に対する保険税の軽減相当分等を繰り入れております。

それでは、151ページをお開きください。歳出を御説明申し上げます。

款1の総務費、項1.総務管理費、目1の一般管理費で264万円の増となっております。これにつきましては、人件費及び共同処理業務委託料が主な増の要因でございます。

続きまして、153ページをお願いいたします。款2の保険給付費、項1の療養諸費につきましては、実績に基づき計上いたしました。前年度に比べまして3,326万4,000円ふえております。

目1の一般被保険者療養給付費の負担金の方では、対象者を2,400人として計算いたしております。退職保険等につきましては、170人をもとに計算いたしております。

154ページをお願いいたします。高額療養費につきましても、実績に基づきまして予算計上させていただきました。前年に比べまして524万6,000円の増となっております。

続きまして、156ページをお願いいたします。項4の出産育児諸費で目1の出産育児一時金でございますが、前年に比べまして110万円の減となっております。昨年は25件を想定しておりましたが、今年度は20件を想定させていただきました。

158ページをお願いいたします。後期高齢者支援金につきましては、医療保険に対する医療費と病床転換支援金計算書により計上させていただきました。本年度は1億1,159万9,000円ということで、前年に比べまして357万4,000円の増となっております。

続きまして、161ページをお願いします。款6の介護納付金、項1の介護納付金でございますが、実績によりまして対象者を954人ということで計算をさせていただきました。前年度に比べまして116万5,000円の減となっております。

163ページをお願いします。款8の保健事業費、項1.特定健康診査等事業費ということで、前年度に比べまして149万8,000円の増となっております。負担金、補助及び交付金の中の負担金でございますが、先ほど申し上げましたように、該当者を1,600人、受診者を800人として計算させていただいております。

以上で輪之内町国民健康保険事業特別会計予算の説明を終わりました、175ページをお願いいたします。

議第10号 平成22年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算について説明を申し上げます。

第1条で予算の総額は7,200万円と定めます。平成22年3月4日提出、岐阜県安八郡輪之内町長。

それでは、事項別明細書により説明をさせていただきます。181ページをお願いいたします。歳入から説明をさせていただきます。

款1の後期高齢者医療保険料、項1の後期高齢者医療保険料につきましては、前年に比べまして1,247万8,000円の増となりました。岐阜県広域連合の数値を利用いたしまして計上させていただきました。その割合は、特徴分が69%、普通徴収が31%の割合でございます。

続きまして、183ページをお願いいたします。款3の後期高齢者医療広域連合支出金、項1の委託金、目1の保健事業費委託金でございますが、146万4,000円を計上させていただきました。ぎふ・すこやか健診ということで210名分を計上いたしました。同時実施を70名、それから単独実施を140名といたしております。

184ページをお願いします。款4の繰入金、項1の他会計繰入金でございます。一般会計から繰り入れるもので、前年に比べまして22万円の増となっております。事務費繰入金でございますが、1.広域連合事務費繰入金468万7,000円につきましては、均等割、人口割、それから高齢者人口割等により算出計上させていただきました。2の町特別会計事務費繰入金でございますが、一般財源の不足分を繰り入れさせていただくものでございます。

続きまして、189ページをお願いいたします。歳出を説明させていただきます。

款1の総務費、項1の総務管理費、目1の一般管理費でございますが、前年度に比べまして12万7,000円の減となっております。節13の委託料で136万7,000円ということで、岐阜県市町村行政情報センターに3システムの委託を行います。

1枚おめくりいただきまして、190ページをお願いいたします。款2の後期高齢者医

療広域連合納付金でございますが、1,233万2,000円の増となっております。負担金の2の保険料等負担金6,183万1,000円でございますが、広域連合の特別会計へ入るということで、県が4分の3、町が4分の1を負担するものでございます。内訳といたしまして、保険基盤安定負担金と保険料負担金がございます。

次に191ページでございますが、款3の保健事業費、項1の保健事業費でございます。前年に比べまして29万2,000円ふえております。節13の委託料で健診費用委託料135万3,000円でございますが、先ほど説明申し上げましたすこやか健診の関係でございます。

以上で、輪之内町の後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わりにして、195ページをお開きいただきたいと思います。

議第11号 平成22年度輪之内町老人保健医療特別会計予算について、その概要を説明させていただきます。

この会計につきましては、平成22年度で精算事務を終了いたします。23年度以降につきましては、一般会計で事務処理をするというふうになっております。予算の総額は140万円と定めます。平成22年3月4日提出、岐阜県安八郡輪之内町長。

それでは、事項別明細書により説明をさせていただきます。201ページをお願いいたします。歳入から説明を申し上げます。

款1の支払基金交付金でございますが、目1の医療費交付金、それから目2の審査支払手数料交付金でございますが、現在、数値につきましては不明確のため、2,000円だけの科目設定とさせていただきました。

以下、県支出金まで同じ理由でございます。

204ページをお願いいたします。款4の繰入金、項1. 他会計繰入金で目1の一般会計繰入金ということで、医療費の12分の1及び事務費として支払基金、国・県の交付金がまだ不明確ということで繰入金として計上させていただきました。

それでは、209ページをお願いいたします。歳出を説明させていただきます。

款1の総務費、項1の総務管理費、目1の一般管理費で8万3,000円を計上させていただきました。これにつきましては事務費等の費用でございます。

1枚めくっていただきまして、210ページをお願いいたします。款2の医療諸費、項1の医療諸費でございますが、これらにつきましては月おくれ分を計上させていただいております。目1の医療給付費でございますが、負担金で国保分50万円、社保分50万円をそれぞれ計上させていただいております。

それから目2の医療支給費で15万円ですが、柔道整復関係5万円、それから高額関係5万円、それから補装具5万円を計上させていただいております。

以上で老人保健医療特別会計予算の説明を終わりにして、213ページをお願いします。

議第12号 平成22年度輪之内町児童デイサービス事業特別会計予算について、その概要を説明させていただきます。

第1条で予算の総額は1,600万円と定めます。平成22年3月4日提出、岐阜県安八郡輪之内町長。

それでは、219ページをお願いします。歳入から説明をさせていただきます。

款1の障害福祉サービス費、項1.介護給付費、目1の児童デイサービス費で本年度1,527万6,000円を計上させていただきました。272万7,000円の増となりました。障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等により、費用の額の算定に関する基準により予算計上させていただきました。費用単価に給付率、それから人員等、これらを用いて計算をさせていただきました。

1枚めくっていただきまして、款2の使用料及び手数料、項1の使用料、目1の障害福祉サービス使用料につきましては、50万4,000円を計上させていただきました。月額2,100円で、対象者を20人で計算をさせていただいております。

それでは、225ページをお願いします。歳出について説明を申し上げます。

款1の総務費、項1の総務管理費でございますが、一般管理費といたしまして12万円を計上させていただいております。旅費、消耗品費、負担金等でございます。

1枚めくっていただきまして、226ページをお願いいたします。款2の障害福祉サービス事業費、項1の介護給付事業費、目1.児童デイサービス事業費で1,578万円を計上させていただきました。前年度に比べまして251万円の増となっております。人件費につきましては、今年度から予算措置をさせていただきました。また、負担金等が減となっております。

これで輪之内町児童デイサービス事業特別会計予算の説明を終わります。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

**○議長（北島 登君）**

これより一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

**○議長（北島 登君）**

9番 森島正司君。

**○9番（森島正司君）**

後期高齢者医療特別会計の方ですけれども、保険料の改正が新年度からあるかと思うんですけれども、今回の予算書を見ますと保険料収入が多くなっていると思いますが、どのような保険料改定になるのか、お伺いしたいと思います。

それと国保会計の方につきましては、先日、国保運営協議会があつて、いろいろ議論いたしましたけれども、国保の方も上がってくる可能性があるというようなことでしたけれども、その辺の見通しについてお伺いしたいと思います。

**○議長（北島 登君）**

福祉課長 加藤智治君。

○福祉課長（加藤智治君）

今、御質問の件につきましては、委員会の方で詳しく説明したいと思いますので、そのようにお願いいたします。

○議長（北島 登君）

住民課長。

○住民課長（加納喜代孝君）

国保の保険税のお話でございますが、さきの運営協議会でも御説明を申し上げたと思います。まだ所得が確定をしておりませんので、どのような保険税の割合になるかはまだ不確定でございますが、今言えますのは、医療費の推計値からいきますと、前年の当初予算よりは医療費が上がるという見込みで予算編成をしております。このことからいきますと、保険税が下がる要素はないというようなふうには推測ができますけれども、現状におきましては、歳出の推計に合わせまして歳入、国庫・県等々の補助金をのけました残りを保険税で賄うという仕組みでやっておりますので、6月の本算定の折には所得もはっきりしてきますので、その折に御説明を申し上げるということで御理解をいただきたいと思っております。以上です。

（挙手する者あり）

○議長（北島 登君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

後期高齢者については岐阜県広域連合の方で決められると思うんですけども、広域連合の方での議論は、要はこの保険料を据え置くというような、今の新しい民主党政権になって将来的には廃止するんだという方向で検討しておると。来年度については、いろんな手当てを行って保険料の上昇を抑えていくんだというような方向性だと思うんですけども、岐阜県広域連合ではどのようになっているのか、それに基づいてこの予算も組まれていると思うんですけども、その辺はどうなっているかということをお伺いしたい。

それと、町民の所得が低迷している中で低所得者は、この高い保険料に苦しんでおるといような状況にあるわけですので、いかにして低所得者の保険料の上昇を抑えていくかと。医療費が上がったから機械的に保険料を上げていくというのでは、所得の少ない人は非常に大変になるわけですので、その辺のところを、町としてそういう低所得者に対する対策をどのように考えておるのかということをお伺いしたい、お願いします。

○議長（北島 登君）

福祉課長 加藤智治君。

○福祉課長（加藤智治君）

先般の広域連合の担当課長会議の中では、保険料の方は均等割等、据え置くというふうの方針を発表されました。

それから低所得者に対しても、今回、保険料の改定、詳しくは委員会の方で申し上げますが、据え置くということで我々担当者会議の中で聞いております。

町独自の低所得者対策については、まだちょっと考えておりませんので、また順次、御意見を伺いながら進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（北島 登君）

住民課長 加納喜代孝君。

○住民課長（加納喜代孝君）

低所得者対策の御質問でございます。運営委員会でも御説明をいたしました。来年度から非自発的な退職の方につきましては、前年所得を100分の30ということで算定する制度を設けるといふ新しい制度ができたわけでございます。

また、最高限度額が介護分によりまして4万円ふえるということは、中間所得層の負担をできるだけ軽くして、高額所得の方に御負担をいただきたいという制度改正も御説明申し上げました。そのあたりの詳しいことは、委員会で議員の皆様方に御説明を申し上げ、御理解をいただきたいと思っておりますが、失業者に対する救済措置というのは非自発的なところでのことでございますけれども、やはりケースによりましては非常にお困りのお方もおられると思っておりますが、そこは条例上減免規定がございますので、その条例にのっとった運用をしていきたいと思っております。これは画一的に減免云々じゃございませんので、お困りの方は、ぜひとも私ども窓口で御相談をいただきたい。決して排除するものではございませんので、御相談をいただきまして、国保事業運営を円滑に進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（北島 登君）

ほかに質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（北島 登君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第9号から議第12号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、議第9号 平成22年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算、議第10号 平成22年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算、議第11号 平成22年度輪之内町

老人保健医療特別会計予算及び議第12号 平成22年度輪之内町児童デイサービス事業特別会計予算については、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

#### ○議長（北島 登君）

日程第18、議第13号 平成22年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算及び日程第19、議第14号 平成22年度輪之内町水道事業会計予算を一括議題といたします。

参事から議案説明を求めます。

中島修君。

#### ○参事（中島 修君）

それでは、予算書の233ページをお開きください。議第13号から議第14号まで一括で説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

議第13号 平成22年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について、その概要を御説明申し上げます。

第1条で予算の総額は6億1,200万円と定めます。

第2条で地方債でございますが、第2表、238ページに記載してございますが、1億7,700万円を起債いたします。

一時借入金につきましては、最高額は5億円と定めるものでございます。平成22年3月4日提出、岐阜県安八郡輪之内町長。

それでは、事項別明細書により主なものについて説明をさせていただきます。238ページをお願いいたします。

第2表で地方債ということで、公共下水道整備事業債を起債させていただきます。限度額は1億7,700万円、起債の方法、利率、償還の方法については、ここに記載のとおりでございます。よろしく願いいたします。

それでは、241ページをお願いいたします。歳入から御説明を申し上げます。

款1の分担金及び負担金、項1の負担金で下水道事業受益者負担金でございます。現年度分につきましては、166件分を見込んだところでございます。前年度より513万6,000円の減となっております。

1枚めくっていただきまして、242ページ、款2の使用料及び手数料で項2の使用料、目1の下水道使用料でございます。現年度分につきましては3,208万1,000円、490戸の接続ということで計上させていただきました。なお、参考までに21年度末の接続見込み率は34.5%でございます。

款3の国庫支出金、項1の国庫補助金でございますが、1億6,500万円を計上させていただきました。前年に比較しまして500万円の増ということで、対象事業費の2分の1を計上させていただいております。

246ページをお願いいたします。款6の繰入金、項1の基金繰入金でございますが、本年度6,500万円を計上いたしました。昨年度に比べまして1,500万円の増ということでございます。基金からの繰り入れでございます。なお、22年度末基金残高の予定しておりますのは1億5,119万9,000円でございます。

同じく他会計繰入金で一般会計から1億5,000万円の予算を計上いたしております。

249ページをお願いいたします。款9の町債でございますが、先ほど御説明申し上げたとおり、1億7,700万円を計上させていただいております。国庫補助対象事業分につきましては事業費の45%を、それから単独分については95%をもとに起債を起こしていきます。

続きまして、251ページをお願いいたします。歳出について説明を申し上げます。

款1の公共下水道費、項1の特定環境保全公共下水道費、目1の特定環境保全公共下水道建設費、節13でございますが、1の下水道事業実施設計業務委託料で3,560万円を計上させていただきました。設計、積算、それから下水台帳整備、電算処理等の委託料をここで上げさせていただいております。それと節15の工事請負費でございますが、3億2,300万円を上げさせていただいております。

1枚めくっていただきまして、目2の浄化センター管理費で4,664万9,000円ということで、139万6,000円の増となっております。節13の委託料、浄化センター維持管理業務委託料といたしまして3,358万5,000円を計上させていただいております。これらにつきましては、浄化センターの水処理及び汚泥処理施設維持管理、あるいは測定器の保守、マンホールポンプ等の保守の委託となっております。

254ページをお願いいたします。公債費につきましては、元金、利子、合わせまして1億6,924万5,000円を計上させていただきました。前年に比べまして152万5,000円の増となっております。長期債でございますが、平成9年から平成16年までの起債元金が対象となっております。利子及び割引料の長期債でございますが、平成9年から平成21年の起債いたしました利子を計上しております。

以上で、輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算の説明を終わります。261ページをお開きください。

議第14号 平成22年度輪之内町水道事業会計予算について、その概要を御説明申し上げます。

第1条、平成22年度輪之内町の水道事業会計の予算は、次に定めるところによるということで、この数値は収支予算明細書からの数値でございます。

第2条で事業の予定量として、給水戸数が2,814戸、それから年間総給水量が106万7,409立方メートルでございます。1日の平均給水量が2,924立方メートルでございます。主な建設改良事業でございますが、8,977万5,000円を計上いたしております。これは下水道事業に伴う新設取りかえ工事及び設計委託費を計上いたしております。



収益的収入及び支出で第3条でございますが、収入につきましては、水道事業収益といたしまして1億320万円を上げております。支出といたしまして、同額の1億320万円でございます。

1枚めくっていただきまして、資本的収入及び支出でございますが、収入といたしまして資本的収入が2,410万円でございます。補償金が2,000万円でございます。

支出でございますが、資本的支出が1億760万円でございます。建設改良費が9,003万円となっております。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございますが、職員給与費といたしまして660万8,000円でございます。

それから棚卸資産の購入限度額でございますが、100万円と定めさせていただきます。平成22年3月4日提出、岐阜県安八郡輪之内町長。

278ページをお開きください。収益的収入及び支出ということで、款1.水道事業収益、項1.営業収益でございます。目1の給水収益で1億186万7,000円で、前年度に比べまして54万2,000円の減となっております。

その他営業収益で119万1,000円でございます。一般会計からの負担金100万円を計上いたしております。消火栓の維持管理費でございます。これは地方公営企業法施行令で規定をしております。

次に項2の営業外収益でございますが、目1の受取利息及び配当金で14万円、これにつきましては46万円の減となっております。預金利息でございます。0.07%で計算をいたしております。

280ページをお願いします。款1の水道事業費でございます。項1.営業費用、目1の原水及び浄水費で1,388万1,000円ということで、23万4,000円の減となっております。動力費につきましては、電気使用料、あるいは自家発用の燃料費を計上いたしております。

目2の配水及び給水費で990万7,000円、6万4,000円の増となっております。委託料と修繕費が主なものでございます。

目3の総係費で929万5,000円ということで、30万6,000円の減となっております。人件費、あるいは委託料等が主なものでございます。

1枚めくっていただきまして、目4の減価償却費で5,378万5,000円ということで、105万7,000円の増となっております。これにつきましては有形固定資産の減価償却費でございます。

次に、項2の営業外費用、目1の支払利息で995万円、33万9,000円の減となっております。これにつきましては、地方公共団体金融機構から借りております財政融資の資金の利子でございます。

目3の公課費で150万6,000円ということで、消費税及び地方消費税で126万8,000円の

増となっております。

1枚めくっていただきまして、284ページをお願いします。資本的収入及び支出でございます。

款1の資本的収入、項1の工事負担金でございます。目1の工事負担金で410万円、前年と同額でございます。新規加入負担金50件分、それから消火栓10基分を計上いたしております。

項2の補償金でございますが、目1.補償金で2,000万円、これにつきましては下水道事業に係る補償金でございます。

次に、款1の資本的支出、項1の建設改良費でございますが、目1の配水施設拡張費では8,977万5,000円、前年度に比べまして744万8,000円の減となっております。工事請負費で8,505万円につきましては配水管の新設及び取りかえ工事費ということで、総延長は2,800メートルほどでございます。委託料につきましては、管路設計の業務委託ということで472万5,000円を上げさせていただいております。

それから、項2の企業債償還金ということで1,757万円でございます、34万円の増となっております。これにつきましては、平成15年度借入金に係る元金でございます。

以上で、輪之内町水道事業会計予算の説明を終わります。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（北島 登君）

これより一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（北島 登君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

下水道の受益者負担金が前年度よりも少ない予算になっているわけですが、新しい対象戸数が今度は少ないということなんでしょうか、その辺のところをちょっと伺いしたいと思います。

○議長（北島 登君）

建設課長 加納孝和君。

○建設課長（加納孝和君）

受益者負担金につきましては、今年工事を行ったところを来年度賦課しますので、負担金のところにつきましては、工事の場所が今年度完成のところ結構多くて、集落の中に入っていないところが多かったのでその分だけ減るという状況になります。以上です。

○議長（北島 登君）

ほかに質疑ありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長（北島 登君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議第13号及び議第14号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、議第13号 平成22年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算及び議第14号 平成22年度輪之内町水道事業会計予算については、総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

○議長（北島 登君）

日程第20、議第15号 輪之内町まちづくり基本条例の制定についてを議題といたします。

調整監から議案説明を求めます。

尾崎敏美君。

○調整監（尾崎敏美君）

それでは、議案書の25ページをお開き願いたいと思っております。

議第15号 輪之内町まちづくり基本条例の制定について。輪之内町まちづくり基本条例を次のように定める。平成22年3月4日提出、輪之内町長ということでございます。

このまちづくり基本条例、裏面をめくっていただきますと、まずこの条例の制定に当たっての趣旨、それから基本的な姿勢や考え方を明らかにするための前文を設けております。

それから第1章の総則ということで、第1条から第3条までについては条例の目的、用語の定義、基本理念、基本施策等を規定しておりまして、第1条の目的では、まちづくりの基本理念と基本原則を明らかにするとともに、町民の権利と責務、議会及び町の役割と責務を定め、それぞれの立場を尊重しながら相互に協力していける行動づくりができるルールづくりを町民の意思を基本として施策に実現していくことを規定しております。第3条では、まちづくりを行っていく上で町民と議会と町が相互に協力することを常に心がけてまちづくりを進めていく施策を示して規定をしております。

第4条から第6条までは情報の共有の原則、情報への権利、個人の情報の保護について規定をしております。第4条ではまちづくりに関する情報を共有して進めることを

規定しております。第5条では、町民が町の施策に関する情報を受動できるように、受け取るだけでなく主体的に情報の提供を要求して取得することを基本的な権利として保障することを規定しております。第6条では、町が保有する個人情報の保護について規定をしております。

第7条から第8条にかけましては、まちづくりに参画する権利、まちづくりにおける町民の責務を規定し、まちづくりにおける町民一人ひとりの権利を明確にしております。第8条では、町民権利に対して町民一人ひとりの責務を規定しております。

第9条では、まちづくりにおけるコミュニティーの自主・自立の考え方を重要な担い手として地域活性に寄与することを認識して、お互いに盛り上げていくような努めをすることを規定しております。

第4章で議会の役割と責務ということでございますが、第10条では、まちづくりに関して町議会の役割と責務について規定し、町議会は、民意の代表機関として独立性を有して意思決定をする権利を持っているということでございます。町の進める施策を点検しながら、改善を提言していく議会の運営体制を規定しております。

第5章で町、町長及び職員の役割と責務ということで、11条から14条まで町、町長及び職員の規定をしております。11条では、町が町政運営を行う場合の基本的事項をその責務として規定をしております。その町政の重要な施策の立案、実施、評価及び改善等についてアクションプランをもって実施する体制を確立して、審議会等への町民の参加、パブリックコメントの実施等について規定をしております。12条では町政の代表者である町長の果たすべき責務を規定し、13条では町の職員の果たすべき職務を、14条では町民が行うコミュニティー活動の支援について規定をしております。

15条ではまちづくりの上位計画である総合計画について規定をしております。基本構想のほかに基本理念にのっとり、基本計画及び実施計画を策定し、町民の計画策定時に参画できる機会を設けるよう努めるとともに、総合計画と整合性を保つように規定をしております。

第7章は財政ですが、第16条から18条までは町の予算の編成及び執行について規定をし、町は上位計画である総合計画に即して持続可能な健全財政を確保し、計画的な財政運営を行うこととしています。第17条では財政状況の公表、第18条では町政運営の点検を行う行政評価についてでございますが、町民にわかりやすい形で公表し、事業の見直しや改善、予算の政策に反映させる行政運営を進めることを規定しております。

第8章の19条につきましては住民投票でございますが、町の重要な施策の決定及び変更については、町政に対する意思確認の手段として住民投票を実施することができることを規定しております。

第9章、連携ということで、20条から21条までは近隣の地方公共団体と広域的な連携に努めるものとして、国・県、その他の自治体や関係機関との連携について積極的に推

進することを規定しております。

第10章では条例の位置づけ及び見直しということで、第22条から23条までは本条例の位置づけについて規定し、町民等の権利や債務などの基本的な事項を定めている条例でありますから、他の条例の上位にあるものとして位置づけるとともに、検査及び見直し等については、この条例が所期の目的を達成しているかどうかを検討して、施行後5年を超えない期間ごとに検討し、その結果について見直しを行うというものであります。

施行期日については、この条例は平成22年4月1日から施行するというところでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（北島 登君）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（北島 登君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

まちづくり、町民が主になってまちづくりを行っていくということで、基本はそこにあると思うんですけども、具体的に町民が意見を出す場所というのがこの条例の中では明確でないように思うわけです。例えば今の条例、まちづくり基本条例作成委員会というのがありましたけれども、恒常的なまちづくり委員会とかというようなものがあって、そういうところで意見を出すとか、あるいはいろんな施策に対して町民がそれぞれ意見を発する場、どのようにその町民の意見を発する場を保障していくのかというところがないような気がするわけですけども、その辺の考え方を伺いたい。

それから、情報の共有ということがあるわけですけども、情報というのは圧倒的に執行部が、町側が持っている。例えば、この議会においても資料を出してもらわないことには情報共有にならない。さまざまな施策を発表されますけれども、それに至る経過とか、そういう情報というのは議会に対してはほとんど発表されていない。議会に言われないものが、また町民の方にも伝わるはずもない。結局、結果だけの共有でしかない。そのほかにもっといい方法があるかもしれないというようなことがある場合であっても、そういう情報がなくては意見も出せない。したがって、そういう情報の共有という場合に、どの程度の情報の共有のことを考えておられるのか。結果だけの情報の共有では、これは本当の情報の共有にはならないというふうに思うわけですけども、そういう意味で、もっともっと積極的に資料提出、資料提供ということをして今後は旺盛にやっていかれるということなのかどうか、そこのところをお聞きしたいと思います。

議会の役割、議会はそれぞれ意見を言うというふうになっておるわけですけども、

議会から提案したこと、これはどういうものを議会の提案というふうに言われるのか。議決したものだけを議会の提案と言われるのか、あるいは議員個人個人がさまざまな角度から検討して提案したのも議会の提案というふうに受けとめるのかどうか。

そして、そうした議会の提案に対して、それをどのように実行に移していくか、その行政側、町側の責任、責務ということが明確ではない。したがって、議会は提案しなければならないといっても、提案したものが提案しっ放しになるということもこれまではあったわけですがけれども、今後はそういうことがなくなるのかどうか、そういったこともお伺いしたいと思います。その点についてお伺いしたいと思います。

#### ○議長（北島 登君）

町長 木野隆之君。

#### ○町長（木野隆之君）

今、まちづくり基本条例について幾つかの御質問がございました。

まず、最初に申し上げておきたいのは、これは別に執行部側が行政をしやすくする条例でもないし、それから当然のことながら、だれか一方に偏して、それが権力行使をしやすくするような条例ではないということをまず冒頭に申し上げていかないとこれからの議論が間違いますので、その辺だけは申し上げておきます。

まず、どういう形で住民のニーズが反映されるかという話ですが、これは当然のことながら条文の中を見ていただきますと、第7条で基本的な意味でその情報にかかわる権利というものを保障しております。

それから第11条を見ていただきますと、当然いろんな意味で情報を吸い上げるときに、審議会その他の委員の公募でありますとか、今回、まちづくり基本条例の制定に際しても行いましたけれども、パブリックコメントの実施でありますとか、当然必要な部分については意向調査の実施、そういったいろんな機会を通じてやるということを一一般論としてここで保障したということでもあります。

それから情報の共有について、執行者側が圧倒的に情報量を持っているのではないか、ある意味それは当たっていると思います、当然のことでもありますから。そのために業務執行をやっているのでありますから、行政側が情報量を持ち得るのは当たり前であります。ただ、それをきちっと出していく、それはもちろん今までやってきたつもりでございますけれども、当然我々が出せる情報というか、議論をリードするために必要な情報というものは欠かさず出していくことをここでお約束いたしたいと思います。

それから、議会に関して幾つかの、ここに議会の役割と責務というものを outsizing させていただいております。これも当然のことながら、議会というのは公選で選ばれた議員さんが自立的に議員活動をしていただくべきものでありますから、ある意味ではその議会の議員としての活動をまちづくり基本条例の中で改めて確認をさせていただいたと。この議会の役割と責務という第10条につきましては、それ以上でも以下でもございません。

それから議会の議員さんの提案について、それは個人としてのあれ、それから議会としての意思、いかなるものなりやというお話でございますが、これは当然のことながら、議会意思として議決なり何らかの意思の発言があれば、それを尊重するのは当然のことでございますし、それから一方で議員さんの御提案、これは個々にも、個人としても、それから幾つかのグループとしての提案もあろうかと思えますけれども、それについて排除するという気は全くございません。その意見をしんしゃくしながら、当然行政としてどうあるべきかということ、これは執行者の責任において判断をしていくべきものでありますし、そのプロセスについては、当然必要な限り御説明を申し上げます。言ってみれば、このまちづくり基本条例というのは、そういう今御質問がありましたもの全般にわたって手続の保障をする、それからその保障していくときの基本的な物の考え方というものをこの23条というコンパクトな条例の中に、その思いを込めたつもりでございます。

ですから、ここの条例の中で書かれていることの具体的な内容というものは、当然のことながら、このほかの各種条例を通じて実現されるべきものもありますし、その幾つかの条例の中に規定がなければ、最終的にはこの基本条例の理念に立ち戻ってその本来のあり方というものを考えていこうと、そういうある意味では宣言をしたということでございます。

決してこれは何かを後退させるような条例ではございませんし、冒頭の提案理由の御説明の中でも申し上げましたけれども、これが今まで幾つかの条例が制定されておりますけれども、それらを網羅的に共通事項として整理された場合には、この理念から出発するんだという新たなと申しますか、行政意思の確認をさせていただく条例ということでございます。

そういう意味でありますので、このまちづくり基本条例というものについて、どうかこの目的・趣旨を御理解いただきたいと、そんなふうに思っております。以上です。

(挙手する者あり)

○議長（北島 登君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

一般論だということで、もちろんこのまちづくり基本条例をつくること、そのものを反対しているわけじゃない。せつかくつくるのであれば、もっと実効性のあるものというふうなことを思ったわけですが、この情報の共有ということでも、これはさっきも言いましたように執行部が持っているのは当然であって、我々はそういう情報をいかにたくさん得るか。情報を得ることによって新たな提言もできる場所ありますので、その情報収集が従来よりも容易になるというふうにしていただきたいということを強く思うわけがあります。

それと町民のまちづくりへの参加、これが参加する権利があるというふうに書いてあるからだれでも参加できるんだというだけでは、なかなかこれは個人の意見を反映するという事は難しい。そのまちづくりに対する町民の参加の具体化については、今後、検討して実行していかれるのかどうか、それとも今までどおりなのか。何か新たな執行部として施策などを考えていかれるのかどうか、町民の行政参加に対して。従来どおりの施策では、ただ単に一般論を述べただけということで終わってしまいます。だから、これを具体化するために、さらに新たな町民参加の具体的な施策を述べていただきたいと思います。

○議長（北島 登君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

非常に貴重な御提言をいただきました。そのかなりの部分は当たっていると思います、私もそう思いますので。したがって、情報を得るのに容易にするという意味は、当然のことながら、私どもは何でも自由に出せばということじゃなくて、個人情報保護だとか、いろんな制約がある中で、可能な限り提供できるものは提供していくという基本的な姿勢はここで明確にしておいていいと思います。

ただ、このまちづくり基本条例のほかにも幾つかの、個人情報保護条例でありますとか、より上位の情報保護法の関係だとか、いろいろあるわけでありますので、その中の規制は規制として守りつつ、出すべき基本的な姿勢というものを明らかにしたんだというふうに御理解いただいた方がより正確だと思います。

それと参加する権利の具体化についてでございますが、これは審議会の条例等の中で、例えば公募の委員を何%以上とか、今まで充て職的な運営のものが多かった部分をできるだけ公募の条例に変えていくとか、そういう改善策は当然検討させていただきたいと、そんなふうに思っております。

なお、こういう時代的背景の中でありますので、いわゆるポジティブアクションといえますか、女性の参加についてもある部分、それが条例化するのか、内規、取り扱い要綱の中でやるのかは別として、ある程度の参加の機会保障等についてもルール化をしてみたいなど、そんなふうに今考えております。

なかなかこういう基本条例という話になりますと、何だ一般論かと言われるかもしれませんが、一般論、共通部分を明確にすることに私は大変な意味があると思っておりますので、この一般論をいかに具体化するか。提案理由の中でも冒頭で申し上げましたが、基本条例でありますので、この基本条例にのっかったように、このもとに既に制定されております条例の理念にのっかった方向への改正というものが出てくると思いますけれども、そういった中で、今、議員御質問の点についての具体策を示していけたらと、そんなふうに思っております。よろしく申し上げます。



○議長（北島 登君）

ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（北島 登君）

これで質疑を終わります。

これから議第15号 輪之内町まちづくり基本条例の制定についての討論を行います。

討論ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（北島 登君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

基本的には賛成するものです。けども、先ほど言いましたように、一般論だけで終わっては「絵にかいたもち」になってしまいます。したがって、この条例に基づいて、先ほど言いましたような情報公開、あるいは町民参加の具体的な施策、こういったことを今後さらに進められることを求めて賛成いたします。

○議長（北島 登君）

ほかに討論ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（北島 登君）

これで討論を終わります。

これから議第15号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、議第15号 輪之内町まちづくり基本条例の制定については、原案のとおり可決をされました。

---

○議長（北島 登君）

日程第21、議第16号 輪之内町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

教育課長から議案説明を求めます。

中島桂一郎君。

○教育課長（中島桂一郎君）

議案書の35ページをお開き願いたいと思います。

議第16号 輪之内町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。輪之内町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成22年3月4日提出、輪之内町長。

お手元に新旧対照表があろうかと思いますが、1ページ目でございますが、上段が改正後、下段が現行でございます。

傍線が引っ張ってございます、「留守家庭児童教室指導員」で「月額9万5,000円」というのが掲げてございますが、今現在、教育委員会が行っております留守家庭児童教室の指導員につきましては賃金で対応しておりますので、現状に合わせた条例の改正を行いたいということで、上段の改正案は削除になっております。よろしく願いをいたします。以上です。

○議長（北島 登君）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（北島 登君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第16号 輪之内町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（北島 登君）

これで討論を終わります。

これから議第16号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、議第16号 輪之内町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

○議長（北島 登君）

日程第22、議第17号 大垣地域広域市町村圏協議会の廃止に関する協議についてを議題といたします。

調整監から議案説明を求めます。

尾崎敏美君。

○調整監（尾崎敏美君）

それでは、議案書の37ページでございます。お開きをいただきたいと思います。

議第17号 大垣地域広域市町村圏協議会の廃止に関する協議について。地方自治法第252条の6の規定に基づき、平成22年3月31日をもって、大垣地域広域市町村圏協議会を廃止する。平成22年3月4日提出、輪之内町長ということで、昭和46年8月1日に国の広域行政施策によりまして大垣地域広域市町村圏が県協議会が発足されて、現在まで魅力ある圏域づくりに取り組んできたということですが、一方、総務省では平成の大合併等によりまして市町村数が減ったというようなことから、広域行政圏の施策を廃止したということでございます。これに伴いまして、平成22年3月31日をもって当協議会を廃止しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をいただきますようお願いいたします。

○議長（北島 登君）

これより質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（北島 登君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

今の説明を聞くと総務省が廃止せよというから廃止するという事なんでしょうか。

○議長（北島 登君）

調整監 尾崎敏美君。

○調整監（尾崎敏美君）

ちょっと舌足らずで申しわけございませんでしたが、広域圏の廃止に伴いまして、各首長が協議をいたしました。その結果に基づきまして、平成22年3月31日をもって廃止するという事でございます。

（挙手する者あり）

○議長（北島 登君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

関係の市町村で協議した結果、廃止になったということですがけれども、それではさっぱり意味がわからない。何で協議の結果が廃止になったのか。なぜ廃止するのか、それから廃止した後どうするのか、そういう説明がないことには賛成も反対も言えないんじ

やないですか。もっと詳しく、先ほどの情報公開じゃないですけども、持っておられる情報を適正に正確にどんどん出してもらわないと、議会として何の判断もできないんじゃないですか。

○議長（北島 登君）

調整監 尾崎敏美君。

○調整監（尾崎敏美君）

先ほどの首長が協議したという内容でございますけれども、従来の広域圏の施策の存在意義等、そういった計画等もメリットが不明確だというようなこと等も含めまして一つの原因になっておろうかと思えます。

それで、大垣広域圏の協議会が廃止されることに伴いまして、代替組織ということで「大垣広域協議会」というものが新たに設置をされるということでございますので、説明不足で大変御迷惑をかけました。よろしくをお願いします。

（挙手する者あり）

○議長（北島 登君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

その広域協議会というのは議会の議決は必要ないということなのか。広域協議会というのはどういうものなのか。一応そういうのもきちんと資料として提出してくださいよ、これ。

今までの広域市町村圏協議会がどういう役割を果たしてきて、どういう成果があった、そしてそれが今その役目はどういうふうにならなくなったのか、そしてそれにかわる広域の協議会というものがどういうことをやるのか、そういったことをきちんと資料で出してもらわないと判断できないじゃないですか、これは。

○議長（北島 登君）

調整監 尾崎敏美君。

○調整監（尾崎敏美君）

先ほどの代替組織ということで、大垣広域協議会というものを新しく発足させるということでございます。この協議会につきましては、広域の合同研修等々を実施していくということでございます。

（「議会の議決は要らんの」と9番議員の声あり）

○調整監（尾崎敏美君）

これはあくまでも任意組織ということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（北島 登君）

ほかに質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○議長（北島 登君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

大垣地域広域市町村圏協議会は、そこにもございますように、当然のことながら設立・廃止につきましては、自治法の規定に基づく議決ということなのですが、何をやってきたかという話になりますと、要はここに加盟する、広域行政圏を構成する各市町村の事業を広域事業として計画をつくりました。その計画に基づく事業実施に当たっては、いろんな国の補助だとか県の補助なんか、その計画にのっているものについては優先的に採択されるという意味においてはその広域計画も非常に効果があったわけですが、他方、いろんな意味で広域連合でありますとか、一部事務組合でありますとか、そういったものの中で計画の実行自体がもう既にほかの形で担保されるようになってきたということの中で、広域市町村圏の計画にのせられる事業そのものが、なかなかそこにのせたからといって余りインセンティブが与えられるような形にならなくなってきたという背景が一つございます。

それと、この協議会では、別途市町村職員の研修等もあわせてこの協議会の中でやっておりました。その協議会の中の研修の部分につきましては、先ほど調整監の方から申し上げましたとおり、法定の協議会としては廃止するけれども、研修事業については改めて任意の協議会を、同じ広域行政を構成する団体の中で再度協議会をつくってその事業については継続していくと。そういう意味では、今度つくります研修等の事業を共同で行う協議会は任意のものだという説明をしたわけでございます。よろしく御理解を賜りますよう、お願いします。

○議長（北島 登君）

ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

○議長（北島 登君）

はい。

○9番（森島正司君）

質問やないですけれども、先ほど言いました資料をぜひ提出してほしい。これまでの広域市町村圏協議会がどういう役割を果たしてきたか、そしてそれがどのように終わったのか、先ほど言いましたように、それと今度この広域協議会に何を引き継ぐのか、そういう資料を後でぜひ提出していただきたいと思います。

○議長（北島 登君）

ほかに質疑はないようですから、これで質疑を終わります。

これから議第17号の討論を行います。

討論ありませんか。

(挙手する者あり)

○議長（北島 登君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

今言いましたけれども、今のことを条件に賛成します。

○議長（北島 登君）

ほかに討論ありませんか。

(発言する者なし)

○議長（北島 登君）

これで討論を終わります。

これから議第17号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、議第17号 大垣地域広域市町村圏協議会の廃止に関する協議については、原案のとおり可決されました。

---

○議長（北島 登君）

日程第23、議第18号 町の字区域の変更についてを議題といたします。

産業課長から議案説明を求めます。

岩津英雄君。

○産業課長（岩津英雄君）

議案書の38ページをお開きください。

議第18号 町の字区域の変更について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、別紙のとおり字の区域を変更するものとする。平成22年3月4日提出、輪之内町長ということでございまして、この変更理由書が次のページに掲げてございますが、平成19年11月30日付で岐阜県農地第534号で変更決定のあった県営土地改良事業（輪之内町本戸地区）の施行により、字区域の変更を必要としたため、この議案を上程するものであります。

議案書の45ページをお開きください。

ここに輪之内本戸地区全体の概略図がかいてございます。この中には大字で本戸、それから里、南波の区域が入っております。そして、その中に河戸、村北、村東、村下、

村西という小字、それから里につきましては、本戸西、大瀬町、中将、南波につきましては村上と、こういったものの大字、あるいは小字の区域を変更しようとするものであります。

御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げまして、説明を終わらせていただきます。

○議長（北島 登君）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「はい」の声あり）

○議長（北島 登君）

これで質疑を終わります。

これから議第18号の討論を行います。

討論ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（北島 登君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第18号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、議第18号 町の字区域の変更については、原案のとおり可決されました。

---

○議長（北島 登君）

日程第24、議第19号 厨房機器更新工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

教育課長から議案説明を求めます。

中島桂一郎君。

○教育課長（中島桂一郎君）

議案書の46ページをお開き願いたいと思います。

議第19号 厨房機器更新工事請負変更契約の締結について。地方自治法第96条第1項第5号及び輪之内町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、厨房機器更新工事について、左記のとおり工事請負変更契約を締結するため議決を求める。平成22年3月4日提出、輪之内町長。

工期でございますが、変更前は着工が平成21年11月27日から、完成が平成22年3月25日になっておりました。変更後は、完成を平成22年8月25日ということで提出いたしました。

昨年11月27日に議会で工事の5,000万円以上ということでお認めをいただきまして、その後、食缶並びに食器等の製造過程で1ヵ月以上、どうしても給食センターの中で工事が必要だという結果になりまして、業者と協議をし、経営戦略課とも協議をいたしまして、工期を翌年度に持っていきたいということでございます。

御存じのように、昨年はインフルエンザが発生しまして、各小・中学校で大変多くの患者が出まして、これ以上休めないという状況もございまして、安全・安心な給食を提供するためにはどうしても休めないということで工期を平成22年8月25日にしたわけでございます。

何とぞご理解をいただきまして、お認めくださいますようお願いを申し上げまして、説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（北島 登君）

これより質疑を行います。  
質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（北島 登君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

工期が延びる理由が給食センターを1ヵ月以上停止しなければならないということ、それからインフルエンザが発生してできなかったということなんですか。それで、3月25日が8月25日まで延びるということなんですか。どうもちょっとそれでは説明がつかないような気がするんですけども、もっとほかに何か理由はあるのかなのか。ないとすれば、なぜ1ヵ月以上中止しなければならない、それでなぜ半年以上も延びるのか、ちょっと説明が理解できないんですけども、延長になる理由をもう少しわかりやすく教えていただきたいと思っております。

○議長（北島 登君）

教育課長 中島桂一郎君。

○教育課長（中島桂一郎君）

大変申しわけございませんが、今の説明の中で工程表がありますけれども、食缶並びに食器を設置するためにはどうしても1ヵ月以上の工期が必要だということで、どうしても1ヵ月以上の休みの中で工事を行うには夏休みしかないという判断をいたしました。それで、今、森島議員さんが言われるように、私どもも当初はある程度の期間の中でできるというふうに思っておりましたんですが、それは春休みでございますが、春休みで



はとても1ヵ月はないということで、やむを得ず夏休みまでの期間ということで、事業を行う国へも確認をし、繰越明許にしてもやむを得ないという判断の中で今回工事を延長したわけでございますので、よろしくお願いいたします。

(挙手する者あり)

○議長（北島 登君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

これは最初的时候にはそういうことがわからなかったと、契約時点ではこの1ヵ月以上休まなきゃならないということがわからなかったけれども、やる中でそういうことが判明したというふうなことなのかどうかということと、それからもう1点、これは緊急経済対策としてやられたものですけれども、この緊急経済対策というのは21年度の緊急経済対策だと思っておりますけれども、その辺との関連は問題ないのかどうかということも含めてお願いしたいと思っております。

○議長（北島 登君）

教育課長 中島桂一郎君。

○教育課長（中島桂一郎君）

今、説明申し上げましたように、当初はある程度の期間内ですることができるということで工程表をつくったわけですが、どうしても設置するためには1ヵ月かかるというのが判明いたしましたので、先ほど申しましたような理由で夏休みにしたということでございます。

それから、緊急対策の交付金でございますが、第1次、第2次といただきまして、給食センター並びに文化会館の補修の方に回しておりますけれども、今、森島議員が言われましたように、両方の工事がきょう当初に説明がありました繰越明許の中に、教育関係の事業につきましては入っておりますので、当初から繰り越しをするということではないんですが、ある程度の時期がまいりますと、どうしてもその年度には完成しない場合については確認もしながら翌年度に繰り越しして事業を行うというのが当初説明の中にあつた六つの事業、教育委員会は三つありますけれども、そういうことで今回工期の延長をお願いしたわけでございますので、よろしくお願いをいたします。以上です。

○議長（北島 登君）

ほかに質疑ありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長（北島 登君）

これで質疑を終わります。

これから議第19号の討論を行います。

討論ありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長（北島 登君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第19号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、議第19号 厨房機器更新工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

---

○議長（北島 登君）

続きまして、日程第25、発議第1号 「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取組を求める意見書についてを議題といたします。

提案者から趣旨説明を求めます。

森島光明君。

○7番（森島光明君）

発案書。

発議第1号 「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取組を求める意見書について。「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取組を求める意見書を次のとおり発案する。平成22年3月4日提出。提出者、輪之内町議会議員 森島光明、賛成者、輪之内町議会議員 森島正司、同じく田中政治。輪之内町議会議長 北島登様。

「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取組を求める意見書。

人類史上最初の原子爆弾の惨禍を経験した広島市は、この悲劇が再び起きることがないように、全世界に対し、一貫して核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現を訴え続けてきました。

昨年4月のオバマ米国大統領の「核兵器のない世界」に向けた演説以降、米国とロシアとの第一次戦略兵器削減条約（START I）の後継条約の交渉開始、核不拡散・核軍縮に関する国連安全保障理事会首脳級会合における全会一致での決議の採択、同会合での鳩山総理の核兵器廃絶の先頭に立つとの決意表明、我が国が米国などと共同提案した核軍縮決議案の国連総会での圧倒的多数の賛成を得ての採択など、核兵器廃絶に向けた世界的な流れは加速しています。

こうした歴史的な流れを更に確実なものとし、核兵器廃絶を早期に実現するためには、明確な期限を定めて核保有国を始め各国政府が核兵器廃絶に取り組む必要があります。

このため、広島・長崎両市と世界の3,562都市が加盟する平和市長会議では、2020年までに核兵器を廃絶するための具体的な道筋を示した「ヒロシマ・ナガサキ議定書」が2010年のNPT再検討会議で採択されることを目指しています。

よって、国会及び政府におかれては、「ヒロシマ・ナガサキ議定書」の趣旨に賛同し、2010年のNPT再検討会議において同議定書を議題として提案していただくとともに、その採択に向け、核保有国を始めとする各国政府に働き掛けていただくよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。平成22年3月4日、岐阜県安八郡輪之内町議会。衆議院議長 横路孝弘様、参議院議長 江田五月様、内閣総理大臣 鳩山由紀夫様、総務大臣 原口一博様、外務大臣 岡田克也様ということでございますが、少し補足の説明をさせていただきます。

この意見書の中に時々「NPT」という言葉が出てまいります。ヒロシマ・ナガサキ議定書の原文は英語で来ております。そのNPTというのは核不拡散条約ということで、「Nuclear Non-Proliferation Treaty」の頭文字でございます。以上でございます。

○議長（北島 登君）

これより質疑を行います。  
質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（北島 登君）

質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから発議第1号の討論を行います。  
討論ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（北島 登君）

討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これから発議第1号を採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取組を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

---

○議長（北島 登君）

お諮りします。

ただいま各常任委員会に付託しました議案については、会議規則第46条第1項の規定によって3月16日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、議第2号から議第14号までについては、3月16日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。各常任委員長は、3月17日に委員長報告をお願いいたします。

---

○議長（北島 登君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

定例会最終日は午前9時までには御参集をお願いいたします。

本日は大変御苦労さまでした。

（午後2時51分 散会）

平成22年3月4日開会 第1回定例輪之内町議会

第2号会議録 第14日目

平成22年3月17日

○議事日程（第2号）

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

日程第3 事件の訂正の件について

日程第4 議第2号 平成21年度輪之内町一般会計補正予算（第6号）

議第3号 平成21年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

議第4号 平成21年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議第5号 平成21年度輪之内町老人保健医療特別会計補正予算（第1号）

議第6号 平成21年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議第7号 平成21年度輪之内町水道事業会計補正予算（第1号）

議第8号 平成22年度輪之内町一般会計予算

議第9号 平成22年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算

議第10号 平成22年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算

議第11号 平成22年度輪之内町老人保健医療特別会計予算

議第12号 平成22年度輪之内町児童デイサービス事業特別会計予算

議第13号 平成22年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算

議第14号 平成22年度輪之内町水道事業会計予算

◎各常任委員会委員長報告（総務産業建設・文教厚生）

（平成22年第1回定例町議会付託事件）

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4までの各事件

○出席議員（9名）

1番	浅野常夫	2番	小川春男
3番	高橋愛子	4番	浅野利通
5番	田中政治	6番	北島登
7番	森島光明	8番	近藤勝美
9番	森島正司		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木野隆之	教育長	吉川道教
参事	中島修	調整監	尾崎敏美
税務課長	小川美代子	福祉課長	加藤智治
住民課長	加納喜代孝	産業課長	岩津英雄
建設課長	加納孝和	教育課長	中島桂一郎

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局 次長	田中実	議会事務局 主査	伊藤早苗
-------------	-----	-------------	------

(午前 8 時 59 分 開議)

○議長（北島 登君）

ただいまの出席議員は 9 名で、全員出席でありますので、平成 22 年第 1 回定例輪之内町議会第 14 日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

○議長（北島 登君）

日程第 1、諸般の報告を行います。

総務産業建設常任委員長から、議第 2 号、議第 6 号から議第 8 号、議第 13 号、議第 14 号についての審査報告がありました。

次に文教厚生常任委員長から、議第 2 号から議第 5 号、議第 8 号から議第 12 号についての審査報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

---

○議長（北島 登君）

日程第 2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

会議規則により質問は 3 回までといたします。

2 番 小川春男君。

○2 番（小川春男君）

町長の任期も 4 年目を迎え、ますます行政の充実が現実的な形にあらわれてきました。21 年度では、斎場第 2 セレモニーホールの完成、南波地区の企業誘致が地元企業の進出で決まりました。また、22 年度の予算の中では、太陽光発電設備の設置に対する補助、住宅火災報知機の設置の補助、光ファイバーの導入、また福祉の面でも新事業の予算が数々組まれています。土木事業においては、楡俣松原地区の長良川堤防に接続する道路の予算が計上されています。

そこで、町長にお尋ねします。

南波地区、東大藪地区に企業誘致の計画が持ち上がり、21 年度においては先ほど述べました南波地区の企業誘致が決まり、東大藪地区においては地元地権者の理解と同意が得られ、現在、開発申請中と聞いています。大事なことは、これからの企業誘致の将来性だと思います。隣の安八町にスマートインター計画が進んでいることと楡俣松原地区道路の 22 年度中の完成などを考えれば、その近隣で候補地を早く選定し、地権者に理解と同意を得るよう進めるべきと思いますが、町長は将来の企業誘致をどのように考えてみえるか、答弁をお願いします。



○議長（北島 登君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

小川春男議員の企業誘致の将来性ということについてお答えいたします。

先般、御議決いただきました「輪之内町まちづくり基本条例」に掲げております基本理念と基本施策の中で、「経済・産業が豊かで、町内に働く場がある環境を創出し、みんなが生き生きと働けるまちづくり」を掲げました。これからの若い世代が希望を持ち、輪之内町に住み続けたいと思ってもらうには、やはり町内での雇用の創出と安定した所得の確保ができる環境整備が必要であると考えております。そういったことから、御提言のありました企業誘致は重要な施策であると考えております。

御提案されている地域につきましては、広域的な観点から将来を見通すとき、当町にとっても発展性が見込める有望な地域の一つであると思われまます。そういった視点からすれば、今後は開発可能地域として各種の行政計画上の位置づけを明確にしていく必要があると思われまます。

また、一方では、御承知のように農地法等の改正がございまして、農業振興地域からの除外、農地転用に対する法的規制の強化等がございまして、優良農地との調和という点も今まで以上に重視していかなければならない、そんな状況でございまして。

我々が好むと好まざるとにかかわらず、地域間の競争というのは激化の一途をたどっております。変化に対応するスピードが求められております。明確に行政側の意思を示していくことが輪之内の発展につながるものと、そんなふうには確信をしております。

いずれにせよ、何も事を起こさなかったら何も生まれません。経済環境の変化に即応できるよう、行財政全般の基礎体力を強化し、当町が経済・産業が豊かで雇用が創出できる環境づくりに取り組んでまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、小川議員への答弁とさせていただきます。

（2番議員挙手）

○議長（北島 登君）

2番 小川春男君。

○2番（小川春男君）

企業誘致は、町の将来を思ったら最終的な絶対大事なことと思います。それには、まずその前に一番大事なことは、スマートインターがもっとそれ以上に、この輪之内、安八の周辺を考えて、やっぱりスマートインターができることが一番大事なことかなあと、思います。そのためにも、輪之内はこうやって企業誘致をしたいと、そのようなほかの理由とってはちょっとおかしいですけど、世間に輪之内もこうやって一生懸命やって、どうしても最終的にはスマートインターは隣の安八町の事柄だと思いますけど、輪之内もスマートインターの事業の中に一緒に入るというか、そういう考えを少しでも町の中に

持ってもらいたいという僕の中に意もありますのでこういう質問をしたんですけど、その辺のことをもう少し、それと、きのうもいろいろ、よそからでも輪之内は土地が安いと。ある情報ですけど、安八なんかは9万円とか、本巢の方でも西環状が通るけど、開発したところで9万円とか8万円とか聞いていますけど、そうなるとスマートインターができたら同じ条件、多分西環状、本巢とか神戸、あの辺等とスマートインターができたという観点からいったら同条件になると思うんですよ。そうなると、どちらをとるかといったら、やっぱり輪之内と僕は思います。その意味でも企業誘致は、僕の中では考え方の一つです。スマートインターを少しでも安八と一緒に、お金じゃなくて考え方として、今、町長、取り組みに関してどういうふうに、その辺のことをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（北島 登君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

貴重な御提言をいただきました。

まず、E T Cインター絡みのお話でございますけれども、これは両町共通の課題として、当然安八町内の事案でございますので、安八町がその窓口役になっておるわけでございますが、私どもの土地利用においてもこのE T Cインターというのは重要な役割を担っておると、そんな理解の中で、両町共通していろんな取り組みをしております。

こちらからの状況で申しますと、先ほど出ております松原農道にいたしましても、これは実は全体の道路網計画の中で、例えばE T Cインターへの接続でありますとか、そういったことを当然交通動線上の問題としてとらえつつやっておる事案でございます。したがって、これをますますその促進に協力していくべきであることは当然だろうと、そんなふうに思っております。

それから、御提案のありました土地利用の関係でございますけれども、これも実はそういうE T Cインターからの至近地にそういうニーズがあることをきちっと示すという意味においても、そこでの土地利用上の位置づけをきちっとしていくということ、そんな意味で先ほど行政の意思をきちっと示すという意味を込めて申し上げたつもりでございます。

それから、特にE T Cインターでありますとか、先日、期成同盟会をつくらせていただきました「（仮称）新養老大橋」の関係につきましても、これも東海環状西回りルート of 養老インターから揖斐川を經由して輪之内へ至る道路網整備という意味では大きな位置づけを持っているわけでございます。そういったこと、道路網等の環境整備等を踏まえた上で土地利用のあり方を明確にしていくと。

先ほど土地の価格、現状においては土地の価格が周辺地域に比較して安価であろうということと言われておりますけれども、輪之内の魅力という意味では、土地の価格だけ

ではない何かもプラスアルファの要素としてつくっていくことが大事なんだろうと、そんなふうに思っておりますし、その思いの中で行政の意思をしっかりと示していくことが地権者の皆様にとってもより有利になるのであろうと。そういう意味で、今いろんな計画上の位置づけ等も含めて検討させていただくという御答弁をさせていただいたということでございます。御理解をいただきたいと思っております。

(2番議員挙手)

○議長（北島 登君）

2番 小川春男君。

○2番（小川春男君）

これは答弁はいいですけど、僕の要望としまして、輪之内の近隣に、将来そういう話がありましたら窓口として受けますよとか、そのぐらいだけでもどこかに発信をしてもらえば、どこかからいろんな企業誘致とか、そんな話も多分来ると思うんですよ。全然ゼロにしておいたら、それもまた全然話もない話で、それはインターができようができまいが、その辺の近隣、輪之内ではその辺しかもう残っていないと思うんですけど、その辺のせめてそういう発信だけでも、絶対とは言えない、そういうことがありましたらとかという発信だけでも何かのところに、どういう言葉で言ったらいいかわかりませんが、そこらはちょっと行政の方で考えてもらって、だけど、将来その近隣は町として考えるあれはありますよとか、その辺のことを何かのときに情報を発信してもらいたいという、これはお願いの部分ですけど、それだけしてもらえれば町はよくなると思しますので、そこらはお願いで答弁はいいです。それだけです。

○議長（北島 登君）

次に、3番 高橋愛子君。

○3番（高橋愛子君）

議長のお許しを得ましたので一般質問をさせていただきます。

1点目、在宅介護への支援について。

医療技術の発達などで多くの方が長生きできるようになりました。しかし、一方で介護が必要となる老人も多くなってきております。私の周りでも多くの老人が施設に入所したり、自宅で介護されたりしておられます。

そこで最初の質問ですが、輪之内町全体で何人ほどの人が施設に入所され、また自宅で介護されておられるか、伺いたいと思っております。

次に、介護施設にはなかなか入れないと聞きますが、どれくらいの方が入るのを待ってみえるのか、伺いたいと思っております。例えば、あすわ苑で入所を待っている人は何人おられるか、伺いたいと思っております。

介護施設を大きくすることはたくさんの方が費用が必要ですので希望者全員が入所するといったことは難しいとは思いますが、介護を必要とする人はこれからもどんどんふえて

いくと思います。また、年金がたくさんもらえない人もふえていくことも推定されます。

そこで、在宅で介護をするケースがふえていくことにもなると思いますが、在宅でも介護がしやすいように何か支援の充実ができないでしょうか。現在の在宅での支援の状況と今後の拡充の方向があるのかないのか、お聞かせください。

2点目、歩道の設置について。

輪之内町では交通事故が少なく、ありがたいと思っております。しかしながら、交通事故はいつ起きるかわかりません。特に徒歩の子供たちや自転車のお年寄りにとっては、道路は大変危険なところがございます。輪之内町内の道路には歩道が比較的少なく、車と一緒に道を通らなくてはなりません。私も街頭指導と交通安全の啓発に携わらせていただいたこともございますが、安心して通学や通行ができるようにするには歩道の整備が必要と考えますが、輪之内町では道路全体でどれぐらいの割合で歩道ができているか、伺いたいと思います。

また、歩道をつくるにはたくさんの費用が必要となりますが、毎年少しずつでも歩道をつくっていただくことはできないでしょうか。お考えをお聞かせ下さい。以上です。

○議長（北島 登君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

高橋愛子議員の御質問にお答えをいたします。

第1点目の在宅介護への支援についてであります。22年3月1日現在の介護保険の要支援・要介護認定者は310名となっております。そのうち、施設の入所者は73名で、あすわ苑には16名の方が入所されております。一方で、入所以外の方、この方々が在宅介護の対象となるわけですが、約240名であります。このうち、あすわ苑の入所待機者が19名となっております。

そこで、お尋ねの在宅介護ということですが、現在、介護保険で実施中の在宅介護サービス、訪問介護でありますとか短期入所、デイサービス、訪問看護等がございますが、また介護予防としてホームヘルパーを派遣する軽度の生活援助や、デイサービスセンターへ通所する生きがい活動支援通所事業などを町単独で実施しております。

さらに、在宅支援として配食サービス、理容サービス、寝具の洗濯・乾燥サービス、緊急通報装置の設置のほか、介護者の皆さんの負担を軽減するために、紙おむつなど家族介護用品の助成及び家族介護慰労金の支給などを実施しているところであります。

なお、いきいき住宅改善助成につきましては、22年度から県の補助金が廃止されますが、町単独で継続実施をいたすこととしております。

今後も、要介護認定者や介護者の希望を踏まえたサービスの提供に努めてまいります。

また、地域包括支援センターが中心となり要支援認定者の心身の状態の改善に努め、住みなれた環境で安心して生活していただけるよう支援を行ってまいりたいと考えてお

ります。

次に、第2点目の歩道の設置についてお答えをいたします。

御質問にございましたが、道路を利用する方が安心して通学や通行できることは、もちろん必要なことであります。特に子供や高齢者等の交通弱者にとっては安全確保のための道路整備は、喫緊の課題あると考えております。

道路整備においては安全性の確保を推進するとともに、身近な生活道路として安全性と利便性の向上のため、用地の確保と整備を順次進めているところであります。

御質問の歩道設置の割合であります。町内の2車線以上の道路で申し上げますと、堤防上の道路を除きまして、県道では、おおむね15.5キロメートルのうち11.6キロメートル、町道では、21.7キロメートルのうち3.9キロメートルが歩道設置済みでございます。

また、輪之内町では特に自動車の通行量が多く、自転車・歩行者等に事故の危険性が高いにもかかわらず歩道が未整備箇所がございます安八・海津線について、現在、大垣土木事務所に対して歩道の設置を強く要望しておるところであります。

町道の歩道整備についても必要な箇所には地権者の御理解を得ながら、特に通学路における歩行者の安全確保に努め、歩道の設置をしまいたいと思っております。

快適で安全なまちづくりを目指し、交通安全の啓発等、ハード・ソフトの両面から交通事故防止に努めてまいりますので、各位の御協力をよろしくお願いいたします。

以上で、高橋愛子議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

(3番議員挙手)

○議長（北島 登君）

3番 高橋愛子君。

○3番（高橋愛子君）

まず1点目ですが、前向きの考えをいただきましてありがとうございます。今後とも在宅介護の御理解と御支援をお願いいたします。

2点目でございますが、安全で安心して住めるまちはだれでも願っておりますが、すべての道路に歩道をつけることはできませんけど、せめて学校付近の道路とか幹線道路に歩道をつけていただきますようお願いいたしまして、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（北島 登君）

次に、1番 浅野常夫君。

○1番（浅野常夫君）

お許しをいただきましたので質問させていただきます。

農産物直売所についてお尋ねをいたします。

最近、農家の方から、農産物（野菜等）を販売できないか、自家消費以外の野菜等が

多く余ってしまうと、よく耳にします。

海津市には道の駅があり、農産物等の販売が行われています。生産者が直接農産物の販売につながれたら、地産地消を推進するということから農産物の直売所を設置して、だれもが利用できようにはどうかと思います。

また、当町で開発グループがお米を使ったアイスクリームをつくっていると聞いておりますが、試食した人の話を聞きますと、なかなか好評で、販売が実現化されれば町のアピールにもつながり、まちおこしの一つになればと思います。町長のお考えをお聞かせください。お願いします。

○議長（北島 登君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

それでは、浅野常夫議員の農産物直売所についての御質問にお答えいたします。

御質問は、クレール平田を例にとって、本町でもこのような道の駅をつくって農産物等の販売で地産地消を推進してはどうかという御提案と受けとめたわけでございます。農産物の直売所の設置については何年も前から話題になりながら、いまだその方向性を見出せていないというのが実情のように思われます。これは、だれがどのようにという基本的な部分で合意がなされていないのが現状ではないかと思っております。

直売所に関して本町での最近の例でございますと、これは海産物中心でございましたが、昨年、イオンの南に開設されました名産市場がありましたが、開設して4ヵ月後に閉店をしてしまいました。

しかし、県内で直売所の状況を見てみますと、大垣市の「ファーマーズマーケット」、それから岐阜市鷺山の「おんさい広場」、3年前にオープンした可児市の「とれったひろば」などは、農産物の直売所として今でも多くの人でにぎわっております。実はこれらは、すべてJAが主体になって開設・運営している直売所であります。採算性の確保や農家への営農指導、特に食品の残留農薬基準のポジティブリスト制度等が行き届いたJAだからこそなし得たことであるとも思われます。そういう意味では、農産物の直売所の開設は、農業者の組織でありますJA、あるいは農家の方々が主体となって、まずはそのあり方等について議論を深めていただくのが筋であろうと考えております。

なお、この件に関し、当然のことではありますが、行政として支援を惜しむものではないということだけは申し上げておきたいと思っております。

また、お米を使ったアイスクリームについてのお尋ねでございます。

現在、地域特産品の開発のため、役場職員のチーム、民間との共同チーム等、幾つかのグループが活動しております。お米アイスは、その活動成果の一つということでございます。町としては、地域特産品開発による地域振興、地産地消を推進し、将来的には地元の商業者の皆様方との協働（コラボレーション）により、何らかの形で輪之内ブラ

ンドを確立してまいりたいと考えております。そのことが我が町「輪之内町」の知名度の向上やイメージアップにつながるものと、そんなふう信じておるところでございます。

以上で、浅野常夫議員に対する答弁とさせていただきます。

(1 番議員挙手)

○議長（北島 登君）

1 番 浅野常夫君。

○1 番（浅野常夫君）

あの、農協と協力してやっていくことは無理ですか。

○議長（北島 登君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

今の御質問の趣旨は、農協を初め農業者と連携できるもの、すべての連携の中でやれる可能性がありやしやという話だと思っておりますが、当然これは関係するところ、皆さんが同じ方向を向くということが事業の成功に向けての基本的な部分だと、そんなふう理解しております。当然農協だけではできない部分もありましようし、ましてや行政が直接そういうことに携わるということに関しては、いろんな調整が要ると思っております。まずは、先ほど申しましたように、地産地消という現在の流れの中で、いわば商品をつくって商品として売るといったことなのか、御質問にもございましたけれども、たくさんできたから売るとか、そこらあたりの事業の性格そのものもきちっとしないと、要するに経済活動をしていくということの中では、事業の継続性というものの中でどう考えていくかという部分も大事だと思われまますので、そのあたりをビジネスモデルとして、きちっと当事者の理解を得た上でないとなかなか進みがたい。そのビジネスモデルを構築する中で、当然農協さんとの連携というのはあり得ることであろうと、そんなふう思っております。

(1 番議員挙手)

○議長（北島 登君）

1 番 浅野常夫君。

○1 番（浅野常夫君）

前向きに考えていただくことを望んで、質問を終わります。

○議長（北島 登君）

次に、9 番 森島正司君。

○9 番（森島正司君）

続いて、お尋ねいたします。

まず、「非核平和の町」宣言をしていただきたいと思いますということで町長の考えをお伺いし

たいと思います。

輪之内町議会は、広島・長崎両市長からの「核兵器の廃絶と恒久平和実現に関する意見書の決議について」の要請にこたえて、今定例会初日の3月4日、「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取組を求める意見書を全会一致で採択いたしました。この意見書で述べておりますように、今、国際社会は、核兵器廃絶に向けた世界的流れが加速しております。しかし、一方においては、「核抑止力論」などを唱えて核兵器廃絶の歴史的な流れに反する動きもあります。

このような情勢の中、核廃絶の流れをさらに確実にしていくために、すべての自治体で「非核平和都市宣言」が行われれば、核廃絶に向けて大きな力になるものと確信しております。

日本非核宣言自治体協議会のホームページで見ますと、現在、全国1,831自治体中1,510自治体、82.5%が非核自治体宣言をしているということでもあります。周辺の自治体では、大垣市、羽島市、瑞穂市、垂井町、池田町が宣言しております。初日に輪之内町まちづくり基本条例も採択いたしました。安心して日々暮らせるまちづくりのためにも平和が第一であります。輪之内町においても、ぜひとも「非核平和の町」を宣言していただきたいと思っております。町長の見解をお聞かせください。

続いて、輪之内町のまちづくりの進め方についてお尋ねします。

輪之内町まちづくり基本条例の前文で、「住んでいてよかった、これからもずっと住み続けたいと実感できるまち」を掲げております。具体的には、輪之内町が「安心して子育てができる町」「ずっと働き続けられる町」「安心して老後を暮らせる町」「障がいがあっても安心して暮らせる町」等が考えられると思っております。

そして町民参加のまちづくりという面で見れば、子育てについては若いお母さんやお父さん方の意見、働き続けるということについてはリストラや派遣切りに遭った人たちの意見、老後についてはお年寄りや介護現場で働く人たちの意見、そして障がいのある方たちの意見などをそれぞれの分野ごとに関係者の声が直接反映できるようにしていくことが必要だと思います。今後、それぞれの政策立案段階で直接関係者の声が反映されるようにしていただきたいと思っております。公募による委員会等での審議やパブリックコメント以外に公聴会を開いたり、広く関係者に情報を提供し、意見箱を設置して直接声を聞くなどといったことも必要ではないでしょうか。町長はどのような形で町民参加を保障されていくのか、お伺いいたします。

次に、自主運行バス路線の見直しについてお尋ねいたします。

「安心して老後を暮らせる町」として公共交通機関の整備は欠かせません。12月議会において町長は、バスでなければ移動手段のない方のために、幹線バス路線の充実と各種バス運行の運行形態を見直していくと述べられました。今、自主運行バスについてアンケート調査が終わり、これらをもとに今年10月をめどにバス路線及び運行形態の見直



しが行われるものと理解しております。

その中で幹線バス路線の充実と、それに接続する町内循環バスが運行されるようになるものと期待しております。財源に制限はありますが、安八町が900万円弱、輪之内町の3倍以上の養老町で1,800万円程度の予算で実施されていることを考えると、2,600万円の予算があればかなりのことができるのではないかと思います。

アンケートの結果、問題点として、便数が少ないこと、自宅からバス停までが遠いという点が明らかになったということでしたが、これはアンケート結果をまつまでもなくわかっていることでもあります。便数については利用者数のことを考えて適切にしていく必要があると思いますが、バス停についてはそれほど経費のかかることではありません。極力民家の多い所を小型の車両で巡回して、バス停の数を多くし、自宅からの距離が短くなるようにしてはどうでしょうか。

公共交通機関の整備は、まちづくりの大きな柱の一つです。まちづくり基本条例にのっとり、多くの町民の意見、要望を取り入れながら進めていただきたいと思います。

なお、今となっては蛇足かもしれませんが、現行バス路線の問題点についてお聞きいたします。

私は、3月5日6時30分ごろから約2時間近く、文化会館前でバスの利用状況を見させていただきました。そこで感じたことについてお伺いいたします。

6時35分発の南部線のバスは、高須車庫から回送されてきた車両で運行され、南部を一周して乗客がないまま6時49分に帰着、その後、高須方面に回送されていきました。一方、6時50分発の大垣行きのバスは、6時43分ごろに若森車庫から回送されてきた車両で、数人の乗客を乗せて発車していきました。そこで疑問に思ったのは、なぜ南部線の車両を大垣行きに使わないのかということでもあります。そして南部線を文化会館前行きではなく大垣行きとして運行すれば、南部方面の人は乗りかえなしで大垣へ行くことができたはずであります。

また、7時24分に羽島から文化会館前に着いたバスは、一たん待機場に入ってから、7時25分発の大垣行きバスとして12人の乗客を乗せて発車していきました。この場合も羽島発大垣行きにすれば、大藪方面の人は乗りかえなしで大垣方面へ行くことができます。

同様に、7時21分に大垣から文化会館前に着いたバスは、待機場で12分待機した後、7時33分発の羽島行きバスとして1人の乗客を乗せて発車していきました。これも大垣発文化会館前行きではなく、大垣発羽島行きとし、待機時間を少なくすれば福東方面の人は乗りかえなしで羽島へ行くことができるはずであります。

この日の十数人の利用者の自宅がどこかわかりませんが、通しのバス路線になればバス停が自宅の近くになる可能性が大きくなります。町長は12月議会で、どこから乗っても乗りかえなしで大垣へも羽島へも行けるようにすると運行距離が長くなり補助金が増

加すると言われましたが、現在運行されているダイヤの行き先を変えるだけで運行距離に変化はありません。

さらに、南部線の最大の欠点は、文化会館以外は帰りのないバス路線だということです。大樽地区の人が西脇医院や仁木小学校、ふれあいセンターなどに行っても、帰りはだれかに迎えに来てもらわなければならない。また、藻池や中郷の人たちは、仁木小学校や西脇医院などへ行くこともできない、これでは利用者が少ないのは当たり前のことであります。運行当初からわかっていたはずであります。この問題を解決するには、右回りと左回りを交互にすれば済むことであります。なぜこれらのことが改善できなかったのか、お聞かせください。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（北島 登君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

森島正司議員の御質問にお答えをいたします。

まず、第1点目の「非核平和の町」宣言についてであります。最近の日米との間における、いわゆる密約問題について、非核三原則のうちの一つの原則である核の持ち込みについて取りぎたをされております。そうした中、鳩山総理は、非核三原則の堅持を改めて表明しております。

非核三原則が打ち出されたのは、昭和42年に当時の佐藤総理大臣が政策として表明をし、以降、日本の国是として確立し、歴代首相もその原則を踏襲してまいりました。世界で唯一の被爆国である我が国において、核兵器を「持たず、つくり、持ち込ませず」の原則は、その後、国会の両議院において決議され、今日に至っております。

私は、日本の憲法の中に貫かれております平和的・民主的な理念、これは世界のすべての人々の願いであり、将来にわたって守っていかなくてはならないと確信をしておるところであります。

先般、「ヒロシマ・ナガサキ議定書」に賛同する都市アピール署名への協力をとということで、その趣旨に賛同し、私も署名をいたしましたところでもあります。

さて、そこで「非核平和の町」の宣言についてであります。先般、輪之内町まちづくり基本条例の議決をいただきましたが、その条例の根本にありますように、住民との協働の精神の中で宣言を行い、真に平和を希求する町として活動をしていくべきものと考えております。平和のとうとさ、そしてその平和を享受できる喜びを次代の子供たちに引き継いでいくことが肝要であると考えております。

次に、第2点目の輪之内町のまちづくりの進め方についてお答えをいたします。

どのような方法で住民参加の保障をしていくのかという御質問でございますが、基本的には、先般御議決をいただきました輪之内町まちづくり基本条例に掲げた規定により

各種施策を推進していくことで協働によるまちづくりを推進してまいります。

その中で「町民の参画」という言葉を使っておりますが、「参加」と「参画」の使い分けにつきましては、決まったことに加わる「参加」と、さらに進んで主体的にまちづくりにかかわっていく「参画」の2段階だと、そんなふうに考えております。そういったことから、行政側からの積極的な情報提供と町民の主体的な参画をもって協働によるまちづくりの根幹としたいと、そのように考えております。ぜひ町民の皆様の積極的、かつ主体的な参画を期待するものでございます。

各種御提案をいただきました。その具体的な方策についても、いろいろな施策立案の段階で幅広く意見を聴取する中で有効な方法であるとするならばそれも積極的に取り入れてまいりたいと、そんなふうに考えております。

いずれにいたしましても、今後は協働のまちづくりを進める上で町民の皆様の意見を取り入れていくことは欠かせないことであると認識をしておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

それから、最後に第3点目、自主運行バス路線の見直しについてお答えをいたします。

自主運行バスの見直しにつきましては、12月議会におきまして森島議員を含め2名の議員の皆さんより御質問があり、町として見直しを実施すると答弁をさせていただいており、現在、資料収集等、見直しに向けて事務作業を進めているところであります。

御質問の中で運行経費について他町との比較をされましたが、安八・養老両町は、バスを町が購入し、それを運行する経費でございますので、ちょっとその運行形態が異なりますので単純に金額を比較するのはいかななものかと、ちょっとなじまないんじゃないかと考えております。

御提案のありました小型車両での運行につきましては、今後の全体の運行計画の具体化の中で、当然選択肢の一つとしてなり得るものと考えております。

また、御質問の中で現行のバスの運行形態について御質問が幾つかございました。るる御指摘がありましたけれども、現行路線でのバスの配車につきましては、バス事業者が路線全体の中で最も効果的な運行を行っている、そんなふうに理解をしております。

北部羽島線、南部線につきましては、利用者が少ないのが現実でございます。今回の見直しに当たり、どこに問題点があるかを解明しつつ見直しを進めてまいりたいと、そんなふうに思っております。

いずれにいたしましても、公共交通の維持は、真に必要とする自治体がみずからそれを確保する、これが時代の要請であります。町民の皆様には、使い勝手が悪いから利用しないでおこうというのではなく、少々使い勝手は悪いが利用しようという意識を持っていただいて、そして実際に利用をさせていただいた上で問題点を御指摘いただき、改善することがバス路線の維持のために必要なことだと考えております。

公共交通の充実は、町民の皆さん、議会及び町が一体となり参画と協働により育てて

いくものでありまして、まさに輪之内町まちづくり基本条例前文の趣旨に合致するものだと、そんなふうを考えております。

見直し案がまとまり次第、議会及び区長会等に御説明を申し上げてまいりたいと考えております。

以上で、森島正司議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

(9番議員挙手)

○議長（北島 登君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

質問が抽象的だったのか答弁の方も抽象的で、具体的な方向性がちょっと見えてこなかったなというのが印象であります。

まず、「非核平和の町」の宣言ですけれども、もちろん後世に対して平和を伝えていく、当然のことです。今、核抑止力、あるいはいろんな戦略におきましても、他国からの侵略などに対して軍備を備えなければだめだという抑止力論というものが非常に多くて、どんどん軍事費が増加しているというような状況もあるかと思えます。そういう中で、世界平和に逆行していく。抑止力を盾にすれば、際限もなく軍拡になってしまう。そういう中で、軍備によらない平和を求めていくというのが基本であります。したがって、日本は世界に例のない核被爆の体験国であり、そういう中で核兵器の廃絶ということの世界的な役割を果たしていかなければならない。そういう中で、今、全国で「非核平和自治体宣言」というものが行われ、先ほど言いましたように、82.5%の自治体で非核平和の宣言をして、私たちのまちには一切核兵器は持ち込まない、配備しない、当然のことですけれども、そういうまちを宣言している。そういう具体的な行動を起こしてこそ、若い世代に平和の必要性というものを訴えていくことができるんじゃないか。

そういう中で、今、町長の方からは、この非核宣言ということについては特に明言されなかった。ちょっと残念であります。この西濃地域におきましては、まだまだ数もたくさんではありませんけれども、岐阜県はちょっとおこなっているというようなところもありますけれども、自治体宣言が100%に達しているところも日本全国には数県あるわけですね。そういう中で岐阜県は、わずか51%しか達成していないというのが現実である。そういう中で、輪之内町においても率先して平和の町を宣言していく、これも輪之内をアピールする一つの手段になるのではないかというふうに思うわけですので、ぜひ積極的な検討をお願いしたいと思います。

それから、まちづくりの住民の声を聞くことについて、今後努力していくというようなことでしたけれども、やはり日常的にさまざまな分野で活動しておられる住民の方々の日ごろの声というものを十分反映する必要があるんじゃないか。バス路線の問題なん

かにつきましても、何でこのようなバスが走っているのかというような声も前々から聞いているわけですが、そういった声を十分反映しながら施策を進めていく、こういうことが必要ではないかというふうに思うわけであります。

今のバス路線につきましても、これも今検討中ということで、案が決まったらお示しするということですが、どういう方向に持っていこうかということも今ちょっと明らかにしていただけていませんでしたけれども、「町民の参画と協働したまちづくり」ということを言われながら、その方向性も明らかにされていない。そういう中で、どのようにしてこの意見を出していくのか。だから、今のバスの路線につきましても、養老や安八は自前でバスを持っているけれども、一概にそれと比較することはできなということですが、じゃあ輪之内はそういう方向にしないのかどうか、それも明らかにされていない。方向性をまず明らかにして皆さんの意見を集める、お聞きすると、そのようなことはないのかどうか。そういうような方策も必要ではないかと思うわけですが、今後のまちづくりの進め方について、もっと情報を提供しながら意見を求めるということが必要じゃないかと思っておりますけれども、その辺の考え方もお伺いしたいと思います。

#### ○議長（北島 登君）

町長 木野隆之君。

#### ○町長（木野隆之君）

何点かの再度の御質問をいただきました。

まず非核宣言についてでございますが、今、データを一部、森島議員もお示しいただいたところでございますが、特に県単位で見れば100%のところも幾つかございます。岐阜県においては、現在のところ51.2%というのが3月1日現在の数字のようでございます。これは、私、なぜ抽象的と言われるのか、ちょっと理解ができません。と申しますのは、もう既にまちづくりの協働の中で「住みよいまちづくり、住んでよかったまちづくり」ということを掲げて、その方向性というのは、もう既に私自身は示していると思っております。

そして、同じくヒロシマ・ナガサキの宣言につきましても、過日、各関係首長に賛同の署名依頼がございまして、私自身はもう既にその趣旨に賛同して署名をしております。ですから、その方向性についてぶれていることは全くないと思っておりますが、ちょっと答弁のニュアンスといいますか、伝わりにくかったと思っておりますが、書き物でいえば行間を読んでいただきたいと、そんなふうに思います。

それから、日ごろの町民の皆さんの声をどうやって吸い上げていくのかというお尋ねがございました。これは、まだまだ努力が足りないのかなあと反省をしつつ、積極的に吸い上げるべきは吸い上げるという基本的な立場を再度表明したいと思います。

それから、直接的に声をお聞きする、それから9名の議員さんを通じての代議制のシ

システムを通じての意見の集約、そういったことが当然いろんな方法であるべきだと思っております。

それから、バス路線につきましては方向性を云々という話ですが、例えば幾つかの路線のセッティングに対する考え方、域内循環を優先するのか、それとも他地域との広域交通体系の中で構築していくのか、幾つかの考え方を整理しておるところでございます。ですから、方向性を明らかにするしないということもさることながら、幾つかの選択肢を、どこかでたがをはめた上で議論していくということは今の段階ではまだ早いんじゃないかと、そんな思いで出しておりませんが、しかるべきときには、基本的な方向性であるとか、どうやってやるんだということは、当然それは出していくという前提で議論を進めておるところでございます。

情報提供がまだまだだということは、ある意味、出てくる成案についての期待を込めての御意見だと思いますので、そういった意味も含めまして鋭意努力をさせていただきますと思っております。どうか御理解を賜りますようお願いいたします。

(9番議員挙手)

○議長（北島 登君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

町長のその平和に対する意思というのは理解いたしました。

それで、今、私がお聞きしたのは、そこに疑念を持っているわけではなくて、やはり具体的な行動として平和都市宣言をぜひやってほしいということを強く要望していきたい。これは議会でも議決するという方法もありますけれども、自治体が率先して宣言するということもあり得るはずであります。町長がそういう意思であるなら、ぜひとも他自治体に先駆けて、岐阜県は51.2%ですけれども、先駆けて宣言をしていただきたいたいというふうに要望しておきます。

それから今のバス路線につきましても、まだ情報提供をする段階ではないというようなお考えであったようですけれども、せめて巡回バス、あるいは今までもいろんな方から意見が出ていますけれども、海津温泉へも安八温泉へも行けるようなバスが欲しいというような声がある、それが可能なのかなどなのか、そういうことを検討しているのかなどか。

もちろん、検討された上で財政的に難しい、制度的に難しいということであれば、それはやむを得ないことですが、そういう検討をしているのかなどかさえこちらに伝わってこないというところにもどかしさを感じているというところでもありますので、できる限り情報提供をお願いしたい。そして、その中で町民の声を吸い上げながら、なるべく町民の期待に沿える、そういうものにつくっていただきたいたいということをお願いしたいと思います。

○議長（北島 登君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

再度のお尋ねでございます。先ほどの域を出ないのかもしれませんが、今、いろんな選択肢の可能性の中では、今おっしゃられた部分も当然入っておるということだけは申し上げておきたいと思えます。

各議員さんから一般質問をお聞きいたしておりますと、まずその方向性において大きなぶれはないと思っておりますけれども、もう少しわかりやすい説明も要るのかなというのが正直な感想として持ちました。これからも努力をさせていただきたいと思えます。

○議長（北島 登君）

これで一般質問を終わります。

---

○議長（北島 登君）

日程第3、事件の訂正の件についてを議題といたします。

町長から事件の訂正の理由の説明を求めます。

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

御説明申し上げます。

付議事件の議第2号 平成21年度輪之内町一般会計補正予算（第6号）につきまして、歳出補正額に誤りがございました。

歳出の款2.総務費、項1.総務管理費の補正額を「4,045万5,000円」に、款5.農林水産業費、項1.農業費の補正額を「△1,742万4,000円」に訂正をお願いするものでございます。

以上で訂正の説明を終わりますが、よろしく御審議の上、適切なる御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（北島 登君）

お諮りします。

ただいま議題となっております事件の訂正を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、事件の訂正の件を許可することに決定しました。

---

○議長（北島 登君）

日程第4、議第2号から議第14号までを一括議題といたします。

ただいま議題といたしました議案は、今定例会の第1日目に町長から提案説明、各課長から議案説明を受けた後、各常任委員会に審査が付託してありますので、ただいまから常任委員会委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長 高橋愛子君。

#### ○総務産業建設常任委員長（高橋愛子君）

総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

平成22年第1回定例輪之内町議会において本委員会に審査付託されました案件について、3月11日から12日の2日間にわたり、午前9時30分より協議会室において全委員出席のもと、執行部側より町長、参事、調整監及び各関係課長ほか関係職員出席のもと審査をいたしました。その経過と結果を報告いたします。

初めに、議第2号 平成21年度輪之内町一般会計補正予算（第6号）について、当委員会所管分を議題として、議会事務局所管分について議会事務局次長から説明を受けました。

質疑に入り、質疑はなく、終了しました。

次に、総務課所管分について参事から説明を受けました。

質疑に入る前に、参事より、本会議での質疑に対する土地開発基金による土地購入の契約日について、プラネットプラザ関連で2件あり、それぞれ平成21年3月9日と同年7月22日で、塩喰消防車庫駐車場用地として平成21年7月13日という報告がありました。

質疑に入り、土地開発基金の目的はに対し、公用もしくは公共の用に供する土地などを先行して取得するためと説明があり、南波の土地は基金を使わず寄附金をもとに購入するのかに対し、そのとおりですとの答弁がありました。

また、ほかの地区において集会場建物及び土地の寄附の申し出があった場合はに対し、建物の寄附は受けないと説明があり、集会場で町の所有のものがあるかについては、以前、県の振興補助金で建設され町所有のものがありますが、建物の管理はその地区で行っているとの答弁がありました。

次に、防災行政無線の整備の減額についてに対しては、操作卓を更新したときに屋外子局及び戸別受信機もアナログからデジタルに切りかえを行う予定であったが、電波の割り当て、出力等について協議の結果、デジタル化に係る事業を凍結し、光通信による整備とあわせて検討していくとの説明がありました。

また、プラネットプラザの敷地面積はに対し、全体で約5万2,000平方メートルで、うち借り地は約2万4,000平方メートルとの答弁がありました。

次に、火災報知機の申請戸数はに対し、2月末現在で109件との答弁がありました。

南波の水路敷の売却についてに対し、土地の評価額に相続税率を乗じた額により売却したとの答弁がありました。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。



続いて、経営戦略課所管分について調整監に説明を求めました。

説明の後、質疑に入り、主な質疑は、水辺の楽校整備事業について凍結の方向性を打ち出したとの説明があったが、水辺の楽校推進委員会との協議は終わっているのかに対し、これから協議していくとのことでした。

また、当該事業の進捗率はどれほどかに対し、おおむね4割ぐらいの進捗率であるとのことでした。

また、現在までにある程度の経費をかけてきたのだから広場や公園などとして一応の使用めどをつけられないかに対し、ほかの委員から、整備するのはいいが、その後の管理経費を考えると凍結の方向もやむなしとの意見がありました。

次に、歳入の過年度収入は何かに対し、前年度以前の年度に属する収入を今年度の歳入として収納したもので、具体的には前年度の児童手当に係る国庫負担金及び県負担金等について今年度実績・精算を行い、追加交付を受けたものが主なものでした。

なお、予算科目については、各課ごとに設定するのではなく、経営戦略課で一括管理しているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、税務課所管分について税務課長から説明を受けました。

質疑に入り、個人住民税の増額の要因はに対し、リーマンショックによる景気の落ち込みを勘案して予算を計上しておりましたが、影響を受けた期間が2ヵ月であり、それほど落ち込みがなかったことから増額補正となりました。

次に、法人町民税は3,000万円ほどの減額となっているが、景気の落ち込みを見込んでいなかったのかに対し、当初9,000万円ほどの落ち込みを見込んでいたが、確定申告によりそれ以上に落ち込み、減額となったものであるとの説明があり、質疑を終了しました。

次に、会計室所管分について会計室長から説明を受けました。

質疑に入り、預金利率は予算時に幾ら見込んでいたのか、また結果はに対し、予算時には0.2%で計上しており、結果は、0.35%、0.25%という利率で行うことができたとの説明があり、質疑を終了しました。

次に、産業課所管分について産業課長から説明を受けました。

質疑に入り、町長から本議案について金額の訂正の届け出がありましたので、会議に諮った結果、届け出は承認され、質疑を続行しました。

主な質疑は、ペットボトル入り「はつしも」は、1本幾らで何本売れたかに対し、1本700円で43本売れましたということでありました。

また、防犯対策として市町村振興補助金40万円を受けるが、どのような理由で交付されるものか、また来年も補助してもらえるのかに対し、町から商工会へ委託している街路灯事業でLEDの街路灯を4本設置したことにより補助金が交付されるものであり、

来年度以降については可能性はあるということでありました。

ほかに質疑はなく、質疑を終結しました。

次に、建設課所管分について建設課長から説明を受けました。

質疑に入り、質疑はなく、終了しました。

続いて、議第2号 平成21年度輪之内町一般会計補正予算（第6号）の討論に入り、提案については十分精査をし、積算根拠も明確にしておくようにとの意見がありました。

ほかに討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第2号 平成21年度輪之内町一般会計補正予算（第6号）のうち、当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第6号 平成21年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、建設課長から説明を受けました。

質疑に入り、設計委託料は下水道事業団へのものかに対して、県の建設研究センターに委託しているとの答弁を受けました。

ほかに質疑はなく、討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第6号 平成21年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第7号 平成21年度輪之内町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とし、建設課長から説明を受けました。

質疑に入り、質疑はなく、討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第7号 平成21年度輪之内町水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第8号 平成22年度輪之内町一般会計予算について当委員会所管分を議題として、議会事務局所管分について議会事務局次長から説明を受けました。

質疑に入り、質疑はなく、終了しました。

次に、総務課所管分について参事から説明を受けました。

質疑に入り、財産管理費の庁舎及び町有建物周辺美化委託はどこをやってもらうのかに対し、庁舎内、庁舎周辺及び町有の建物の周辺ですとの答弁があり、庁舎改修設計委託の内容はに対し、庁舎内を有効利用できるよう部屋の改修を実施したり、防災拠点にふさわしい施設及び設備としていきたいとの説明がありました。

また、職員の採用予定についてに対して、平成22年には事務職2名、保育士2名で、来年度については2名ほどを予定しているとのことでした。

次に土地の借上料について、以前は毎年上がっていたが今は定額での契約に見直しをしたとのことでした。

また、消防団員の費用弁償についてに対して、訓練の手当として支払っており、訓練時間により単価が違っているとの答弁があり、女性防火クラブのあり方についてに対し

ては、来年度は特に救急安心情報事業を先頭に立って推進していくよう事業計画をしているとの説明でした。

また、区長設置事業補助金とはに対して、区長の研修事業の補助金ですとの説明があり、地下式消火栓のふたを開ける道具はに対し、近くに設置している。また、消防車両にも積載しているとの答弁がありました。

また、消火栓の設置の場合の町の補助はに対して、半径80メートル以内に既存のものがなく、水道管が75ミリメートルのものが入っていれば町が設置します。

また、防火井戸については、設置費用の2分の1で上限16万円、修繕についても2分の1の補助制度があります。

また、町有地の雑草管理は前はあったがについては、庁舎及び町有建物周辺美化の中で行っていくとの説明があり、質疑を終了しました。

次に、経営戦略課所管分について調整監から説明を受けました。

説明の後、質疑に入り、その主な内容は、現在、地域公共イントラネット整備事業の説明会を実施されているが、その内容について町ホームページにも掲載しているか、また一部町民から専門的な説明で内容がよくわからないなどの意見が寄せられているがその対応はしているのかに対し、現在、広報紙などに折り込みチラシで説明会の日程や事業概要を掲載して周知を図っているが、町ホームページにはまだ掲載していないので早速掲載して周知を図っていきたい。また、よく理解できない人に対しては、説明会の席上、個別相談の機会を設けているので積極的に活用してもらいたい。また、今後は、広報紙などで継続的に「よくある質問」などを掲載して、疑問点の解消など、わかりやすい説明環境の整備を図っていききたいとのことでした。

また、関連で、事業展開には6割加入が必要だと聞いているが、6割を切ったときの補償、光ケーブル敷設事業者を決めた経緯はに対し、今回のこの事業は、民設・民営方式での事業展開を採用しており、事業者にとっては事業として採算がとれる加入率として6割加入という目標設定をしており、行政としてもその6割の加入率達成に向けて説明会などを行っている。6割を切った場合の補償内容については現在協議中であり、事業開始の23年4月までに双方合意できるよう協議を重ねていく。

また、光ケーブルの敷設に中部電力の電柱を占用するかどうかは、先方の詳細設計がこれからであるため、現在において詳細なことはわからない。ただ、行政側がその光サービスを利用して行政情報を提供する場合には負担金が発生するとのこと。

また、事業者を株式会社ミライコミュニケーションネットワークに決めた経緯は、指名選定委員会で決定した各事業者から、事業経費、料金体系などの提案内容を検討し、当該事業者に決定したとのことでした。

次に、企業立地促進奨励金の対象事業者はに対し、株式会社セイコーハイテックで、3年間の交付のうち2年目の交付であるとのことでした。

次に、特産品開発事業の中の公有財産購入費については、ロゴマークデザイン開発における譲渡費であるとのことでした。

また、出店負担金が計上されているが何を出店してPRしていくのかに対しては、特産品開発プロジェクトチームが取り組んでいるもののうち、デザート系を「輪之内スイーツ」というコンセプトでPRしていきたい。なお、今後、商品として量産体制を構築していくには民間業者の方の協力を求めていると伺う必要はないとのことでした。

次に、広報費の広報の配布謝礼の取り扱いにおいて、各区における配布の実態から判断して区長個人に対する報酬は実態にそぐわないのではないかと対し、見解としては、区長に広報紙の配布を依頼しているので、その労力に対する謝礼と解している。各区内での配布形態はさまざまであるため、当面はこの方向で実施していくとのことでした。

その他、主な質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、税務課所管分について税務課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、住民税については所得はいつのものを用い、また景気の落ち込みはどれだけ見ているのかに対し、所得は平成21年度補正後のもので、落ち込みについては財務省の数値を用い15%減、徴収率は96%で計算しましたとのことでした。

固定資産税の内訳については、土地は2億8,149万円、家屋は3億2,272万円、償却資産は1億3,717万5,000円です。

また、土地鑑定評価については同じ鑑定士に依頼しているのかに対し、ここ数年は同じ鑑定士に依頼しているとの説明があり、質疑を終了しました。

次に、会計室所管分について会計室長の説明を受けました。

質疑に入り、基金利率はどれだけかに対し、大口定期については0.07%、それ以外のものについては0.04%を見込み計上しているとの説明があり、質疑を終了いたしました。

次に、産業課所管分について産業課長から説明を受けました。

質疑に入り、ヌートリアの捕獲できる頭数は各市町で決められているのかに対し、決められていないということでありました。

また、けんがい菊再生事業として新規に予算計上されているが、栽培農家戸数と出荷数量の推移はどうかに対し、農家戸数は6戸で、ピーク時は年間5万鉢を出荷していたが、今では3万鉢に減少し、栽培農家は、けんがい菊だけでは生活が成り立っていないということでありました。

また、営農組合が農機具を導入する際の補助金で県と町を合わせた補助率が補助対象経費の40%から30%になり、10%も減少したが、町の補助率だけでも上げることはできないのかに対し、県は財政事情が逼迫しているという理由により補助率を下げたのと同様に、町においても状況は同じで補助率を下げましたということでありました。

さらに、町民センターの利用について庁舎も含めた活用を考えてはどうかに対し、今後、よく検討していきたいということでありました。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、建設課所管分について建設課長から予算趣旨説明書により説明を受けました。

質疑に入り、松内県道取り付け概略設計は将来的なものか、堤防道路は1車線で狭いものではの質問に対し、将来的なもので、平輪橋手前から堤防に向けての道路であり、県に対して堤防道路2車線化の要望をしているとのことでした。

また、工事に係る区長への謝礼は1回か一律か、工事を行うところの区長に対して支払うのかとの質問に対して、一律5,000円で年に1度、工事のあるなしによらず支払うとのことでした。

また、土羽水路はどれくらいあるのかの質問に対して、水路改良要望は41件あり、福東新田、愉俣新田地区が多いとのことでした。

また、舗装要望は何件あり、ほ場整備区域も含めてどういう順で行っているのかとの質問には、生活道路を優先に行っているが、ほ場整備区域についても各区域最低1本は施工するようにバランスよく進めたいと説明がありました。

さらに、排水機場ポンプ整備適正化事業加入拠出金とは何かとの質問に対しては、拠出金は修繕や保守点検等である。事業費の3分の1を5年かけて支払うもので、最終的には国が30%、県が30%で、残り40%を負担、国・県の補助金と拠出金を合わせた9割分が町に戻ってくる。

また、設計監理委託料も同じかの質問に対し、既にポンプ2機のオーバーホールが済んでおり、今年度は2,700万円の事業費の中で第2号ポンプを行うもので、設計委託料も含まれた額である。ポンプの増設時期については未定であるが、国交省の30年計画には入っており、今、輪之内町の調査が実施されているとの説明がありました。

質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議がなく、議第8号 平成22年度輪之内町一般会計予算のうち、当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第13号 平成22年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算についてを議題とし、建設課長から説明を受けました。

質疑に入り、昨年の工事計画では県道を北進する予定であり、区域も違うが、計画が変わったのかの質問に対し、県道舗装が前年に行われて3年間は掘削ができないことや、用地取得したエフピコの秋操業予定、県道沿いの企業の建物の位置等から路線を変更して施工した方が工事費も安価にできることから、設計を見直して路線と区域の変更を行ったとのことでした。

また、大藪地区が昨年の計画と今年の計画にも掲載があるが、工事がおくれたのかの質問には、里の信号から西への路線変更により路線の延長がふえたこともあり、工事区域の変更もあったが、工事の規模的には今年度とほぼ同じであるとの答弁を受けました。

質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、

議第13号 平成22年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第14号 平成22年度輪之内町水道事業会計予算についてを議題とし、建設課長から説明を受けました。

質疑に入り、石綿管の比率と下水道工事を行わない区域も石綿管撤去工事をするのかの質問に対し、9.1%残っており、道路改良工事等とあわせて行うとのことでした。

また、給水戸数が減少している理由とアパート等の場合の戸数については、実数に近い数値を計上したための減少で、アパート等の戸数は個人管理と大家管理の場合とがあり、まちまちであるとのことであった。

さらに、第1水源地の稼働と揚水能力はの質疑に対しては、朝晩に稼働させており、揚水は1日当たり600トンほどであるとのことでした。

ほかに質疑はなく、討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第14号 平成22年度輪之内町水道事業会計予算については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、総務産業建設常任委員会委員長報告を終わります。

**○議長（北島 登君）**

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

**○議長（北島 登君）**

これで質疑を終わります。

暫時休憩します。

（午前10時40分 休憩）

（午前10時55分 再開）

**○議長（北島 登君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、文教厚生常任委員長 浅野常夫君。

**○文教厚生常任委員長（浅野常夫君）**

文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

平成22年第1回定例輪之内町議会において本委員会に審査付託されました案件について、3月8日午前9時30分より、協議会室において全委員出席のもと、執行部側より町長、教育長、参事、調整監及び各関係課長、担当者出席のもと審査をいたしました。その経過と結果を報告いたします。

初めに、議第2号 平成21年度輪之内町一般会計補正予算（第6号）について、当委員会所管分を議題とし、福祉課所管分について事項別明細書により福祉課長から説明を

受けました。

質疑に入り、保育園のガラス飛散防止フィルムの施工範囲はに対し、必要なガラスにはすべて実施し、3保育園とも終了したとのことでした。

次に、住民課所管分について住民課長から説明を受けました。

質疑に入り、ごみ袋流通手数料の増額について過去何年分か、また申請がなかった理由はに対して、19年からの3年分で、理由としては、店長の交代で引き継ぎが十分でなかったと推測されるとのことでした。

ごみ袋は役場窓口で販売しており、申請がなされていない状況は把握できたのではないが、今後は販売実績と申請件数を照合して申請漏れのないようにするとのことでした。

リサイクル材料売却代の増額理由はに対して、予算編成時は市場が低迷しており、それを反映した予算を編成したが、年度当初、引き取り業者数社から見積書を徴取したところ、引き取り単価が高かったことによるとのことでした。

次に、教育課所管分について教育課長から説明を受けました。

質疑に入り、仁木小の下水道接続工事が計上されているが大藪小など他校の状況はどうかに対し、他校はまだ接続されていない、今後、関係機関と協議をしていくとのことでした。

アポロンスタジアムのスコアボードの部品は製造中止なのかに対し、製造以来年数が経過し、部品は新たに製造されていないが、今回、部品を確保でき、24年度開催の「ぎふ清流国体」に備えて購入するとのことでした。

質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第2号 平成21年度輪之内町一般会計補正予算（第6号）のうち、当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第3号 平成21年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とし、住民課長から説明を受けました。

質疑に入り、医療費は減額し、国庫支出金は増額になっているが、その理由はに対し、医療費の減額は退職者に係る医療費の減額で、国庫支出金の増額は、一般被保険者に係る負担金とのことでした。

出産育児一時金の減額の理由はに対して、当初25件を計上したが、1月末で7件を支払い、3月末の見込みを13件としたとのことでした。

質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第3号 平成21年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第4号 平成21年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とし、福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、すこやか健診の委託料の減は受診者の減かに対し、20年度は年2回の実施に対し、21年度は8月に1回のみ実施したことによる減であり、8月以降の加入者については国保の特定健診において受診できるとのことでした。

質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第4号 平成21年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第5号 平成21年度輪之内町老人保健医療特別会計補正予算（第1号）を議題とし、福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、歳入の国庫補助金の追加金額より歳出の還付金が少ないのにはに対し、歳入にて一般会計繰入金を減額しており、還付金は歳入合計との差額を計上しているためであるとのことでした。

質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第5号 平成21年度輪之内町老人保健医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第8号 平成22年度輪之内町一般会計予算について当委員会所管分を議題として、予算書により福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、安八温泉利用券についての質問に対し、販売が好調で、21年度は2月末までに完売したため、22年度は10枚つづりの回数券を毎月100冊ずつ販売し、1年を通じて販売できるようにしたいとのことでした。

病児・病後児保育の実施方法はに対し、羽島市の「かみなりくん」、海津市の駒野保育園との協定により実施する。羽島市は以前から、海津市は22年1月から実施している。単独で実施するには、国の補助を受けても多額の経費を必要とするため、近隣の町も同様に広域協定による実施を予定しているとのことでした。

次に、住民課所管分について住民課長から説明を受けました。

質疑に入り、空き容器回収機借上料とリサイクル材料売却代との比較はに対して、比較すると借上料が高額ですが、回収機の設置は、ポイントで図書券の引きかえによりエコドームの利用促進とリサイクルへの意識の醸成を図りたいとのことでした。

火葬場解体工事設計委託について、本年度4ヵ所実施しており、その結果をもとに積算すれば委託料は不要ではないかに対し、火葬場の構造に大きな差はないが、跡地の利用が異なることが考えられるので設計委託を行いたいとのことでした。

南波最終処分場はどこまで埋め立てができるのか、また跡地の利用目的はに対して、周囲の堰堤より50センチ下がったところまで埋め立てができる。跡地の利用については、面積が大きいので、それに見合った利用目的としたいとのことでした。

次に、教育課所管分について教育課長から説明を受けました。

質疑に入り、小学校の鼓笛の中止の背景及び中学校ブラスバンドの状況はどうかに対



して、小学校は新学習指導要領の改訂により授業時間数が確保できないため廃止の方向であること、中学校は実施はするものの、今後は基本的な方針を明確にした上で楽器を計画的に整備していくとのことでした。

学校評議員会と教育委員会の連携はに対して、現在も学校評議員会の内容は教育委員会に報告があるが、今後、さらに相互につながりを持つようにしていきたいとのことでした。

中国語の通訳謝礼について21年度予算には計上されていないがに對し、従来は1月に実施していた中国との交流事業について、当町が8月の夏休み期間中に実施したく中国側と協議したところ、中国では1月から12月が会計年度のため、8月に変更して実施するとすると1年に2回交流をすることとなるので、21年度は中国との交流事業は見送った。そのため21年度は予算計上がされていないとのことでした。

事務局費で特別旅費の増加の理由はに對し、国際交流事業で21年度は新型インフルエンザの発生により事業を中止した。22年度において21年度に中止とした派遣団員の特別旅費の分も含めて予算計上をしているので大幅な増加となったとのことでした。

情報教育の推進のためのパソコンの修繕料は増加しているが、借り上げを伸ばしていくことで児童の学習に弊害はあるのかに對して、長年の年数の経過により故障はふえているとのことであり、今後、状況を見て更新をしていきたいとのことでした。

電子黒板の維持経費は幾らか、その活用方法はに對し、維持経費は消耗品費で28万4,000円であり、導入して間もないこともあるので教員の研修会を積極的に推進していくとのことでした。

留守家庭児童教室について、シルバー人材センターに委託しているのはどこの教室で何人かに對し、大藪教室で3人であるとのことでした。

給食センターでの地産地消の推進計画はに對し、一つの営農組合から受け入れが可能になった。しかし、1組合では安定した供給ができないため、今後はさらに他の参加組合を募り、安定した給食供給ができるようにしていきたいとのことでした。

質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第8号 平成22年度輪之内町一般会計予算うち、当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第9号 平成22年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算を議題とし、住民課長から説明を受けました。

質疑に入り、国民健康保険税の税率を引き上げなければならないのかに對して、計算上では1割強の引き上げになるが、本算定の折、所得の状況、被保険者数の推移や基金の活用などを総合的に考えて急激な税率アップは避けていくとのことでした。

質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第9号 平成22年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決す

べきものと決しました。

次に、議第10号 平成22年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、保険料は据え置きにより減るのかに対して、先般の広域連合議会で保険料率が据え置かれたので、補正予算にて保険料と歳出の保険料負担金を減額するとのことでした。

普通徴収の人数と保険料収納状況はに対して、961人のうち普通徴収は154人で、未納はないが、予算の収納率は広域連合が示す99%としているとのことでした。

質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第10号 平成22年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第11号 平成22年度輪之内町老人保健医療特別会計予算を議題とし、福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、質疑はなく、質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第11号 平成22年度輪之内町老人保健医療特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第12号 平成22年度輪之内町児童デイサービス事業特別会計予算を議題とし、福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、児童デイ施設の管理運営費負担金の算出方法はに対し、電話料金と光熱水費をふれあいセンターとの面積案分により算出しているとのことでした。

質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第12号 平成22年度輪之内町児童デイサービス事業特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生常任委員会委員長報告を終わります。

**○議長（北島 登君）**

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

**○議長（北島 登君）**

これで質疑を終わります。

これから議第2号についての討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（北島 登君）**

これで討論を終わります。

これから議第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(北島 登君)

異議なしと認めます。

したがって、議第2号 平成21年度輪之内町一般会計補正予算(第6号)は、委員長報告のとおり可決されました。

これから議第3号についての討論を行います。

討論ありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(北島 登君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(北島 登君)

異議なしと認めます。

したがって、議第3号 平成21年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)は、委員長報告のとおり可決されました。

これから議第4号の討論を行います。

討論ありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(北島 登君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第4号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(北島 登君)

異議なしと認めます。

したがって、議第4号 平成21年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1

号) は、委員長報告のとおり可決されました。

これから議第5号の討論を行います。

討論ありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(北島 登君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(北島 登君)

異議なしと認めます。

したがって、議第5号 平成21年度輪之内町老人保健医療特別会計補正予算(第1号) は、委員長報告のとおり可決されました。

これから議第6号の討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(北島 登君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(北島 登君)

異議なしと認めます。

したがって、議第6号 平成21年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号) は、委員長報告のとおり可決されました。

これから議第7号の討論を行います。

討論ありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(北島 登君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(北島 登君)

異議なしと認めます。

したがって、議第7号 平成21年度輪之内町水道事業会計補正予算(第1号)は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議第8号についての討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(北島 登君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(北島 登君)

異議なしと認めます。

したがって、議第8号 平成22年度輪之内町一般会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議第9号についての討論を行います。

討論ありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(北島 登君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(北島 登君)

異議なしと認めます。

したがって、議第9号 平成22年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算は、委員

長の報告のとおり可決されました。

これから議第10号についての討論を行います。

討論ありませんか。

(「ありません」の声あり)

**○議長（北島 登君）**

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長（北島 登君）**

異議なしと認めます。

したがって、議第10号 平成22年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議第11号についての討論を行います。

討論ありませんか。

(「ありません」の声あり)

**○議長（北島 登君）**

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長（北島 登君）**

異議なしと認めます。

したがって、議第11号 平成22年度輪之内町老人保健医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議第12号についての討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

**○議長（北島 登君）**

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(北島 登君)

異議なしと認めます。

したがって、議第12号 平成22年度輪之内町児童デイサービス事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

これから議第13号についての討論を行います。

討論ありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(北島 登君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第13号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(北島 登君)

異議なしと認めます。

したがって、議第13号 平成22年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議第14号についての討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(北島 登君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第14号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(北島 登君)

異議なしと認めます。

したがって、議第14号 平成22年度輪之内町水道事業会計予算は、委員長報告のとおり

り可決されました。

---

○議長（北島 登君）

お諮りします。

次期議会（定例会までに開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に付託し、閉会中の継続調査にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

---

○議長（北島 登君）

これで本日の日程は全部終了しました。

議員各位におかれましては、熱心なる審議を賜り、平成22年度予算が成立したことに對しまして、議長として厚く御礼申し上げます。

また、議会を通じて議事進行等に各位の御協力、御支援を賜りましたことに対し、重ねてお礼申し上げます。ありがとうございました。

執行部各位におかれましては、大変財政厳しい折でございますが、安全・安心なまちづくりを目指して、より一層の努力をしていただきますようお願い申し上げ、この1年間のお礼とごあいさつにかえさせていただきます。誠にありがとうございました。

これをもちまして、平成22年第1回定例輪之内町議会を閉会します。大変御苦勞さまでした。

（午前11時18分 閉会）



会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成22年3月17日

輪之内町議会 議長 北島 登

署名議員 近藤 勝美

署名議員 高橋 愛子